

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月11日
【会社名】	株式会社アイリッジ
【英訳名】	iRidge, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小田 健太郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区紀尾井町4番13号
【電話番号】	03-6261-3863（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 CFO兼管理グループ長 英 一樹
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区紀尾井町4番13号
【電話番号】	03-6261-3863（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 CFO兼管理グループ長 英 一樹
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 244,375,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 92,000,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 56,925,000円 （注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	250,000（注）2．	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

（注）1．平成27年6月11日開催の取締役会決議によっております。

2．発行数については、平成27年6月29日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3．当社は、野村証券株式会社に対し、上記引受株式数の一部を、当社が指定する下記販売先（親引け先）に販売を要請する予定であります。当社が指定する販売先（親引け先）・株式数・目的は下表に記載のとおりであります。

指定する販売先（親引け先）	株式数	目的
アイリッジ従業員持株会	上限 16,500株	福利厚生のため
京セラコミュニケーションシステム株式会社	上限 33,000株	事業基盤拡大を目的とした業務提携関係構築のため

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

4．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

5．上記とは別に、平成27年6月11日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式49,500株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

平成27年7月7日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成27年6月29日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	250,000	244,375,000	132,250,000
計（総発行株式）	250,000	244,375,000	132,250,000

- （注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成27年6月11日開催の取締役会決議に基づき、平成27年7月7日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
- 5．有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,150円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は287,500,000円となります。
- 6．本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
- 7．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	未定 (注)2.	未定 (注)3.	100	自 平成27年7月8日(水) 至 平成27年7月13日(月)	未定 (注)4.	平成27年7月15日(水)

(注)1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成27年6月29日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成27年7月7日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成27年6月29日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成27年7月7日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成27年6月11日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成27年7月7日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成27年7月16日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込み在先立ち、平成27年6月30日から平成27年7月6日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 青山支店	東京都港区北青山三丁目 6 番12号

（注） 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成27年 7 月15日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号		
株式会社 S B I 証券	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目 6 番11号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目 4 番地 1		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目 8 番12号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目 4 番 7 号		
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目 7 番 1 号		
計	-	250,000	-

- （注） 1. 平成27年 6 月29日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日（平成27年 7 月 7 日）に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
264,500,000	3,800,000	260,700,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,150円）を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額260,700千円及び「1 新規発行株式」の(注)5.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限52,371千円については、サービス強化・拡充のための開発費用、サーバー等のインフラ費用、人材採用費、オフィス移転費用、広告宣伝費・販売促進費、国内外の提携等のための資金に充当する予定であります。

具体的には以下の投資に充当する予定であります。

サービス強化・拡充のための開発費用

インターネット関連業界の技術革新のスピードは非常に早く、既存サービスの機能向上はもとより、新技術に速やかに対応していく必要があると認識しております。また、多様化するユーザーのコミュニケーションスタイルに適応した提案や対応デバイスの多様化等の利便性の向上も重要であり、これらに対応するため、既存サービスの強化・拡充や新サービス構築等の開発費用として平成28年7月期に50,000千円、平成29年7月期に50,000千円を充当する予定であります。

サーバー等のインフラ費用

システムの安定的な稼働のため、サーバー等のインフラ費用として平成28年7月期に40,000千円、平成29年7月期に50,000千円を充当する予定であります。

人材採用費

当社の事業成長のためには、優秀な人材の確保・定着及び育成が重要であると考えており、そのための採用費として平成28年7月期に20,000千円、平成29年7月期に20,000千円を充当する予定であります。

オフィス移転費用

人員拡充に伴うオフィス移転費用として平成28年7月期に20,000千円を充当する予定であります。

広告宣伝費・販売促進費

当社の認知度向上や新規の顧客獲得を目的とした展示会の出展等の費用として平成28年7月期に6,000千円、平成29年7月期に9,000千円を充当する予定であります。

国内外の提携等のための資金

当社の事業成長を目的に国内外における提携等のための資金として平成28年7月期以降に残額を充当する予定であります。現時点では、具体的な内容、金額等で決定したものではありません。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

上記 国内外の提携等が実現されなかった場合、運転資金の人件費として活用する予定であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成27年7月7日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	80,000	92,000,000	東京都狛江市 小田健太郎 80,000株
計(総売出株式)	-	80,000	92,000,000	-

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,150円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3.ロックアップについて」をご参照下さい。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1. (注)2.	未定 (注)2.	自 平成27年 7月8日(水) 至 平成27年 7月13日(月)	100	未定 (注)2.	引受人の本店及 び全国各支店	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村證券株式会社	未定 (注)3.

- (注)1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成27年7月7日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	49,500	56,925,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 49,500株
計(総売出株式)	-	49,500	56,925,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成27年6月11日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式49,500株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村證券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,150円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）4.に記載した振替機関と同一であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1.	自 平成27年 7月8日(水) 至 平成27年 7月13日(月)	100	未定 (注)1.	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店	-	-

- (注)1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. 野村證券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」の（注）7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1．東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である小田健太郎（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成27年6月11日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式49,500株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 49,500株
(2)	募集株式の払込金額	未定（注）1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）2.
(4)	払込期日	平成27年7月29日（水）

（注）1．募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成27年6月29日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2．割当価格は、平成27年7月7日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成27年7月16日から平成27年7月22日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3．ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社株主である株式会社DGインキュベーション（以下、DGI社という）、みずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合、三菱UFJキャピタル3号投資事業有限責任組合及び株式会社エヌ・ティ・ティ・データは、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成27年10月13日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、その売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所取引における売却等は除く。）を行わない旨合意しております。

当社の代表取締役であり、売出人かつ貸株人である小田健太郎は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成27年10月13日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成28年1月11日までの期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成27年6月11日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社株式の割当を受けた者（KDDI新規事業育成投資事業有限責任組合、株式会社クレ

ディセゾン、TBSイノベーション・パートナーズ1号投資事業組合、DGI社、黒瀬翼及び英一樹)及び当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

さらに、DGI社は、小田健太郎より平成27年3月27日に当社株式(100,000株)を譲り受けておりますが、同日(平成27年3月27日)から1年間を経過する日(平成28年3月26日)までは、当該当社株式の全部又は一部を第三者に譲渡しない旨の確約を行っております。

その内容については、「第四部 株式公開情報 第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況 及び 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第3【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

(1) 裏表紙に当社の社章  を記載いたします。

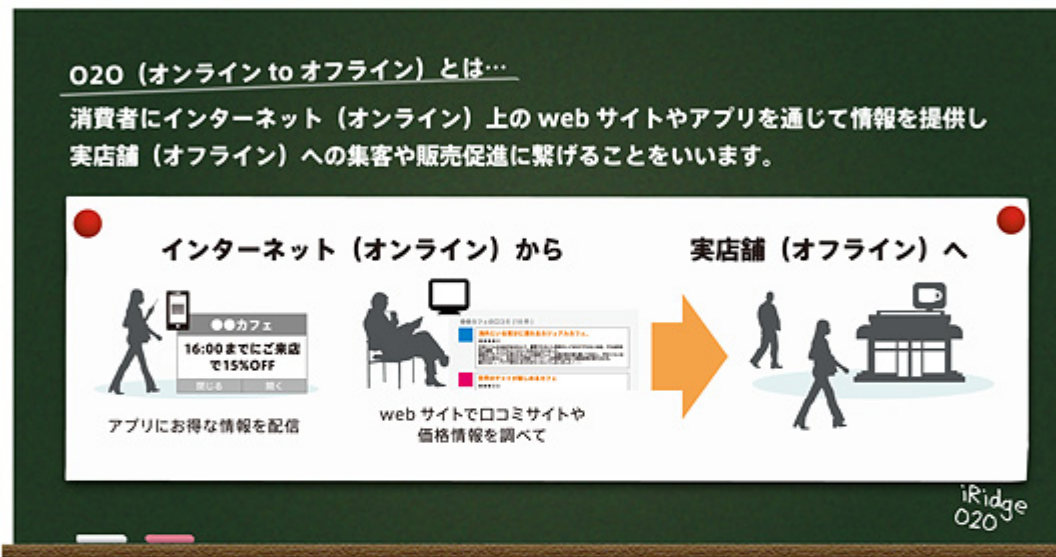
(2) 表紙の次に「1. アイリッジのビジネス領域 O2O “オー・ツー・オー” とは…」～「4. 業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

1. アイリッジのビジネス領域 O2O “オー・ツー・オー” とは…

当社は「インターネットを通じて、世の中に新しい価値を創り続けていく」という理念のもと、企業のO2O支援を行っております。

当社のO2O支援はスマートフォンを利用したもので、自社ソリューションを組み込んだスマートフォンアプリ（以下「アプリ」）を通じて消費者に情報を提供し、実店舗への集客や販売促進に繋がっています。



■なぜ、O2Oなのか（市場の拡大が見込まれているのか）？

スマートフォンの普及により、消費者は何時でも、どこでもインターネットにアクセスできるようになりました。また、位置情報を活用することで、企業は店舗から数キロ圏内・店舗内等、場所を特定して消費者とコミュニケーションを図ることが可能となりました。

このようなインフラ環境の整備に伴い、企業のO2Oへの関心、注目も高まり、スマートフォンを活用した実店舗への集客・販売促進が浸透してきています。

■効果的なO2Oを実現するためには？

効果的なO2Oを実現するためには、

- 情報を効果的に伝えるソリューションを利用すること（O2Oソリューション）
- 来店・購入したくなる魅力的な情報を発信すること（O2O企画力）

の両輪が重要となります。



2. アイリッジの提供するサービス

当社はO2Oソリューションの提供に加え、効果的なO2O実現のための企画・運用支援を統合的に手掛けており、そのことが当社の特徴・競争力となっております。

(1) O2Oソリューション

当社はO2Oソリューションのプラットフォームとして「popinfo」を提供しております。

popinfoは、企業の集客・販売促進に必要な情報配信機能、ユーザー管理機能、会員証機能、ポイント管理機能、クーポン管理機能といった基本機能を備えております。

企業は一般ユーザー向けに提供するアプリにpopinfoを組み込むことで、当該アプリをダウンロードしたユーザーの携帯待受画面に情報を配信することができます。



■どのようなアプリで利用されているの？

popinfoは300のアプリに導入されており、当該アプリの利用ユーザー数^{※1}は2,150万人を超えます（平成27年4月末現在）。

ショッピングを中心とした商業施設だけでなく、企業とエンドユーザーのコミュニケーション・ツールの一つとして活用されており、金融機関、交通機関、エンタメ・メディア等をはじめ、幅広い業種で導入されています。

■利用ユーザー数、導入アプリ数の推移



※1 利用ユーザー数：ユーザー数のカウント時点において、プッシュ通知^{※2}の配信に同意しているユーザー数を指し、アプリごとにカウントしています。

※2 プッシュ通知：ユーザーがアプリを起動していなくても、携帯の待受画面に直接メッセージを配信することができる仕組みのことです（ユーザーの事前許可をとったうえでの運用となります）。

■popinfo導入事例



※3 本アプリでは、当社はpopinfoの機能のみを提供しています。

※4 本アプリは、平成26年11月の三井住友VISA太平洋マスターズ開催時に使用されました。

■ popinfoの特徴は？

①簡単に導入することが可能

当社では企業のニーズに応じたO2Oアプリの開発を行っております。

popinfoは当社で行うアプリ開発時に組み込むほか、ASPサービス^{※5}のため既存のアプリに簡単に組み込むことができ、企業の状況に応じて柔軟に導入できます。

※5 ASPサービス：アプリケーションソフトの機能をインターネット経由で提供するサービスのこと。

②集客・販売促進に必要な基本機能を提供

情報配信機能、ユーザー管理機能のほか、会員証機能、ポイント管理機能、クーポン管理機能を備えているため、企業・ユーザーにとって、必要な情報や機能をアプリに一元化することができます。

③外部データと柔軟に連携

企業側で保有する会員データベース、ポイント管理システム、売上管理システム等との連携にも、柔軟に対応できます。また、ユーザー管理画面から手動で行う情報配信に加え、クライアントサーバーとシステム連携することにより、自動配信が可能となります。

④管理画面から簡単に配信可能

ユーザー管理画面から簡単に「位置情報×属性×時間」を組み合わせて、プッシュ通知により情報配信することができます。

■ユーザー管理画面



※6 iBeacon：apple社の商標で、端末（Beacon）から発信される電波等をスマートフォン等にダウンロードしたアプリで検知することにより、スマートフォン等のユーザーに情報を配信できます。

ユーザーが指定エリアに入ったタイミングで情報配信できる位置連動型プッシュ通知で、必要な情報を必要なタイミングで配信可能です。

GPS、Wi-Fi、Bluetooth、iBeacon®に対応しているため、店舗周辺のユーザーに商品情報を配信する広範囲の利用から、商業施設内で目的階へ誘導する狭い範囲の利用まで、細やかな情報配信ができます。

配信内容としては、

- 集客・販売促進向けの商品情報、クーポンの配付
 - 観光スポット情報
 - 災害・遅延情報
 - 株・為替といったマーケット情報、等
- 様々なシーンで利用されています。

(2) O2Oに効果的な企画・運用支援について

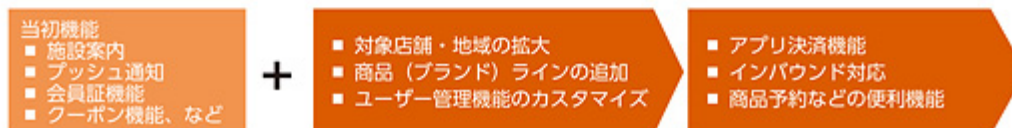
効果的なO2O実現のためには、企業とユーザーを繋ぐソリューション（アプリ）を継続的に運用し、企業・ユーザー間のコミュニケーションの活性化を図ることが重要と考えております。

当社はそのための企画・運用支援を顧客企業とともに進めており、大きくは、集客・販売促進を目的にしたマーケティング施策、便利で使いやすいアプリにするための機能追加等のソリューション施策に分けることができます。

■集客・販売促進を目的にしたマーケティング施策例



■機能追加等のソリューション施策例



(3) 収益構造

popinfoのサービス利用料は利用ユーザー数に応じた従量制としており、当該popinfo利用料とアプリのシステム保守料等を月額でpopinfo導入企業より収受しております。

これに加え、popinfoを組み込んだアプリ開発や機能追加に伴う開発収入、O2O企画・運用支援に伴うコンサルティング収入等を主な収入としております。

当社では、月額部分を着実に積み上げるとともに、popinfoを組み込んだアプリ開発を入口に、O2O企画・運用支援を継続的に実施することで、安定した収益の確保に繋げています。

3. 今後の取り組み

(1) O2O領域でのサービスラインナップの拡充と定着化

当社では「ターゲティング」から「集客・販売促進」「決済」に至るまでの消費者の購買プロセス全体をサービス領域としております。

popinfoの基本機能である「集客・販売促進」を中心に、上流の「ターゲティング」、下流の「決済」領域においても、popinfoと連携したソリューションの提供を行っております。



今後は、多様化するユーザーのコミュニケーションスタイルに適応した提案や対応デバイスの多様化等の利便性の向上、新技術への早期対応に継続的に取り組み、企業・ユーザー双方にとって有用なサービスラインナップの拡充・定着化を図り、収益基盤を拡大してまいります。

(2) ターゲットとする顧客層の拡大

国内においてはO2O市場が拡大期にあると見込まれているため、大手企業への取り組みを継続・強化するとともに、アプリプラットフォーム化を進め、より幅広い企業層にO2Oの浸透を図ってまいります。

海外においてはアジアを中心に、アライアンスや現地法人の設立等を選択肢とし、進出先のニーズの確かな把握とノウハウの蓄積を進め、海外展開、成長を図ってまいります。

また、インバウンドビジネスとして、アジア圏からの訪日旅行客をターゲットに、国内の店舗への集客をサポートしてまいります。

4. 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

(単位：千円)

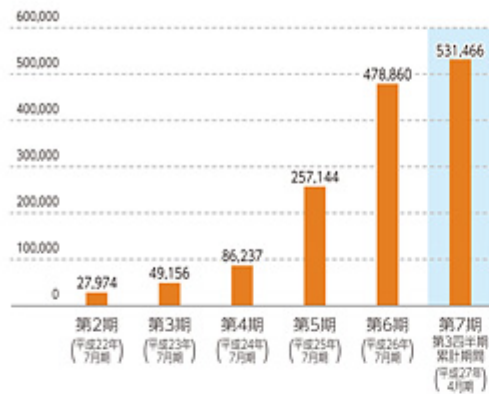
回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期第3四半期
決算年月	平成22年7月	平成23年7月	平成24年7月	平成25年7月	平成26年7月	平成27年4月
売上高	27,974	49,156	86,237	257,144	478,860	531,466
経常利益又は経常損失(△)	1,628	△1,946	△17,605	21,665	27,704	89,112
当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)	1,558	△2,127	△17,772	21,983	17,567	58,464
持分法を適用した場合の投資利益	-	-	-	-	-	-
資本金	7,000	47,950	47,950	148,650	191,620	191,620
発行済株式総数						
普通株式	140	140	14,000	14,000	14,620	2,445,000
A種優先株式	-	39	3,900	3,900	3,900	-
B種優先株式	-	-	-	5,300	5,930	-
純資産額	3,535	83,308	65,536	288,919	392,426	450,891
総資産額	12,121	92,252	82,193	333,240	478,301	580,709
1株当たり純資産額	25,255.47	10,061.23	△1,168.85	4.01	58.26	-
1株当たり配当額	-	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期(四半期)純利益金額又は当期純損失金額(△)	11,133.85	△14,772.18	△992.88	11.15	7.40	23.91
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額	-	-	-	-	-	-
自己資本比率	29.2	90.3	79.7	86.7	82.0	77.6
自己資本利益率	56.6	-	-	12.4	5.2	-
株価収益率	-	-	-	-	-	-
配当性向	-	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	29,843	2,090	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	△6,945	△37,490	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	200,284	83,544	-
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	-	-	-	279,406	327,551	-
従業員数	3	5	8	16	24	-
(ほか、平均臨時雇用者数)	(1)	(2)	(5)	(4)	(1)	(-)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成していませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 第2期及び第3期の売上高には消費税等が含まれておりますが、第4期以降の売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載していません。
4. 第2期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。また、第3期、第4期、第5期、第6期及び第7期第3四半期の潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため、また、第3期及び第4期は1株当たり当期純損失金額であるため記載していません。
5. 自己資本利益率については、第3期及び第4期は当期純損失を計上しているため記載していません。
6. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載していません。
7. 1株当たり配当額及び配当性向については、第2期から第6期まで無配のため記載していません。
8. 第2期、第3期及び第4期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載していません。
9. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向を除き、社外から当社への出向を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマー、派遣社員を含む。)の年間平均雇用人員を()外数で記載しております。
10. 前事業年度(第5期)及び当事業年度(第6期)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けておりますが、第2期、第3期及び第4期の財務諸表については、監査を受けておりません。なお、第7期第3四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。
11. 第4期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。当社は、平成23年10月28日付で株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額又は当期純損失金額を算定しております。また、平成27年3月26日付で株式1株につき99株の株式無償割当を行っておりますが、第5期の期首に当該株式無償割当が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。
12. 平成27年3月25日開催の臨時株主総会の決議により、定款の一部変更を行い、A種優先株式及びB種優先株式に関する定款の定めを廃止し、同日付でA種優先株式3,900株及びB種優先株式5,930株は普通株式9,830株となっております。また、平成27年3月25日開催の取締役会の決議により、平成27年3月26日付で株式1株につき99株の株式無償割当を行っております。これにより、発行済株式総数は2,420,550株増加し、2,445,000株となっております。
13. 第7期第3四半期における売上高、経常利益、四半期純利益及び1株当たり四半期純利益金額については、第7期第3四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第7期第3四半期会計期間末の数値を記載しております。
14. 当社は、平成23年10月28日付で株式1株につき100株の株式分割、平成27年3月26日付で株式1株につき99株の株式無償割当を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)]の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第2期の期首に当該株式分割及び株式無償割当が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第2期、第3期及び第4期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期第3四半期
決算年月	平成22年7月	平成23年7月	平成24年7月	平成25年7月	平成26年7月	平成27年4月
1株当たり純資産額	2.52	1.00	△11.68	4.01	58.26	-
1株当たり当期(四半期)純利益金額又は当期純損失金額(△)	1.11	△1.47	△9.92	11.15	7.40	23.91
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額	-	-	-	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

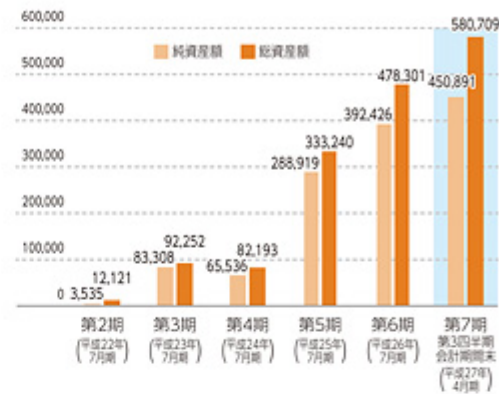
売上高

(単位：千円)



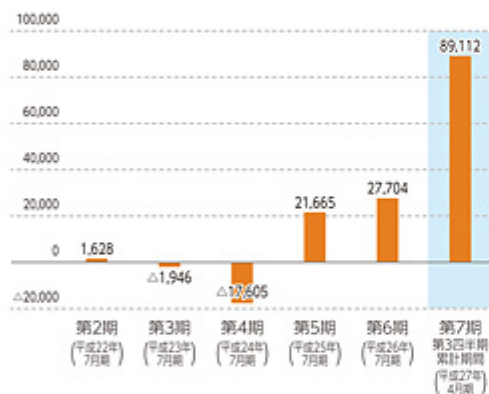
純資産額／総資産額

(単位：千円)



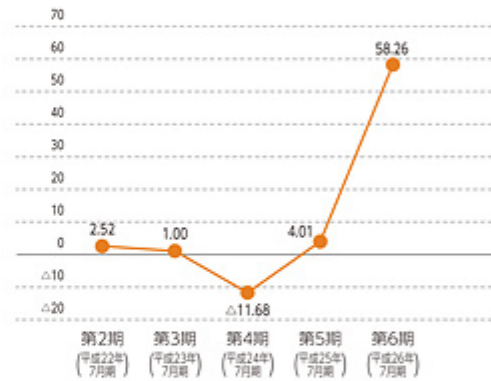
経常利益又は経常損失(△)

(単位：千円)



1株当たり純資産額

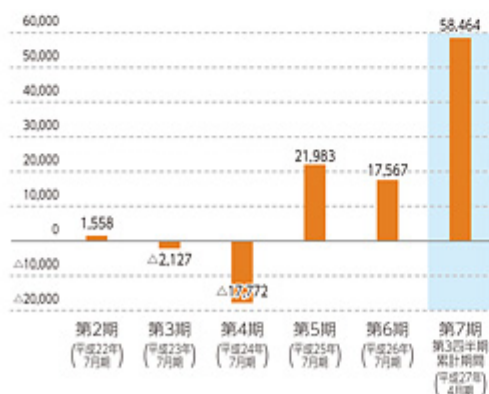
(単位：円)



(注) 当社は、平成23年10月28日付で株式1株につき100株の株式分割、平成27年3月26日付で株式1株につき99株の株式無償割当を行っております。上記では、第2期の期首に当該株式分割及び株式無償割当が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

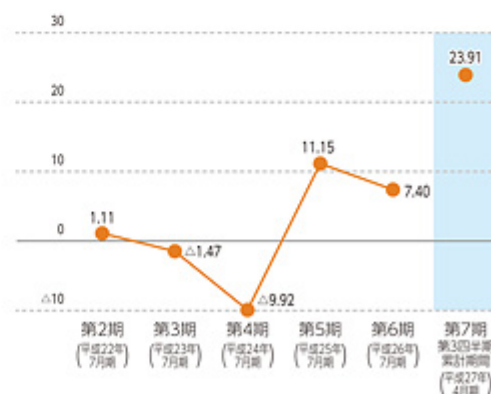
当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)

(単位：千円)



1株当たり当期(四半期)純利益金額又は当期純損失金額(△)

(単位：円)



(注) 当社は、平成23年10月28日付で株式1株につき100株の株式分割、平成27年3月26日付で株式1株につき99株の株式無償割当を行っております。上記では、第2期の期首に当該株式分割及び株式無償割当が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成22年7月	平成23年7月	平成24年7月	平成25年7月	平成26年7月
売上高 (千円)	27,974	49,156	86,237	257,144	478,860
経常利益又は経常損失 () (千円)	1,628	1,946	17,605	21,665	27,704
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	1,558	2,127	17,772	21,983	17,567
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	7,000	47,950	47,950	148,650	191,620
発行済株式総数					
普通株式 (株)	140	140	14,000	14,000	14,620
A種優先株式	-	39	3,900	3,900	3,900
B種優先株式	-	-	-	5,300	5,930
純資産額 (千円)	3,535	83,308	65,536	288,919	392,426
総資産額 (千円)	12,121	92,252	82,193	333,240	478,301
1株当たり純資産額 (円)	25,255.47	10,061.23	1,168.85	4.01	58.26
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 () (円)	11,133.85	14,772.18	992.88	11.15	7.40
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	29.2	90.3	79.7	86.7	82.0
自己資本利益率 (%)	56.6	-	-	12.4	5.2
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	29,843	2,090
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	6,945	37,490
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	200,284	83,544
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	-	279,406	327,551
従業員数 (人)	3	5	8	16	24
(ほか、平均臨時雇用者数)	(1)	(2)	(5)	(4)	(1)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 第2期及び第3期の売上高には消費税等が含まれておりますが、第4期以降の売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 第2期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。また、第3期、第4期、第5期及び第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため、また、第3期及び第4期は1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

5. 自己資本利益率については、第3期及び第4期は当期純損失を計上しているため記載しておりません。

6. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

7. 1株当たり配当額及び配当性向については、第2期から第6期まで無配のため記載しておりません。

8. 第2期、第3期及び第4期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
9. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向を除き、社外から当社への出向を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、派遣社員を含む。）の年間平均雇用人員を（ ）外数で記載しております。
10. 前事業年度（第5期）及び当事業年度（第6期）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けておりますが、第2期、第3期及び第4期の財務諸表については、監査を受けておりません。
11. 第4期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。当社は、平成23年10月28日付で株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額を算定しております。また、平成27年3月26日付で株式1株につき99株の株式無償割当を行っておりますが、第5期の期首に当該株式無償割当が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
12. 平成27年3月25日開催の臨時株主総会の決議により、定款の一部変更を行い、A種優先株式及びB種優先株式に関する定款の定めを廃止し、同日付でA種優先株式3,900株及びB種優先株式5,930株は普通株式9,830株となっております。また、平成27年3月25日開催の取締役会の決議により、平成27年3月26日付で株式1株につき99株の株式無償割当を行っております。これにより、発行済株式総数は2,420,550株増加し、2,445,000株となっております。
13. 当社は、平成23年10月28日付で株式1株につき100株の株式分割、平成27年3月26日付で株式1株につき99株の株式無償割当を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（ ）の部』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第2期の期首に当該株式分割及び株式無償割当が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第2期、第3期及び第4期の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成22年7月	平成23年7月	平成24年7月	平成25年7月	平成26年7月
1株当たり純資産額 (円)	2.52	1.00	11.68	4.01	58.26
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 (円)	1.11	1.47	9.92	11.15	7.40
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

2【沿革】

年月	概要
平成20年8月	東京都港区に、モバイル関連ビジネスを主たる事業目的として当社設立（資本金7,000千円）
平成21年6月	本社を東京都新宿区に移転
平成21年11月	フィーチャーフォン向けに、携帯電話の待受画面にポップアップで情報配信する「popinfo（ポップインフォ）」の提供開始
平成22年2月	「popinfo」に、配信エリアの設定が可能なGPS配信機能を搭載
平成22年7月	スマートフォンに対応した「popinfo」の提供開始
平成23年12月	本社を東京都渋谷区に移転
平成25年11月	本社を東京都千代田区に移転
平成26年1月	「popinfo」を搭載したスマートフォンアプリの利用ユーザー数（注1）が1,000万人を超える
平成26年5月	「popinfo」が「iBeacon（注2）」に対応
平成27年3月	「popinfo」を搭載したスマートフォンアプリの利用ユーザー数が2,000万人を超える

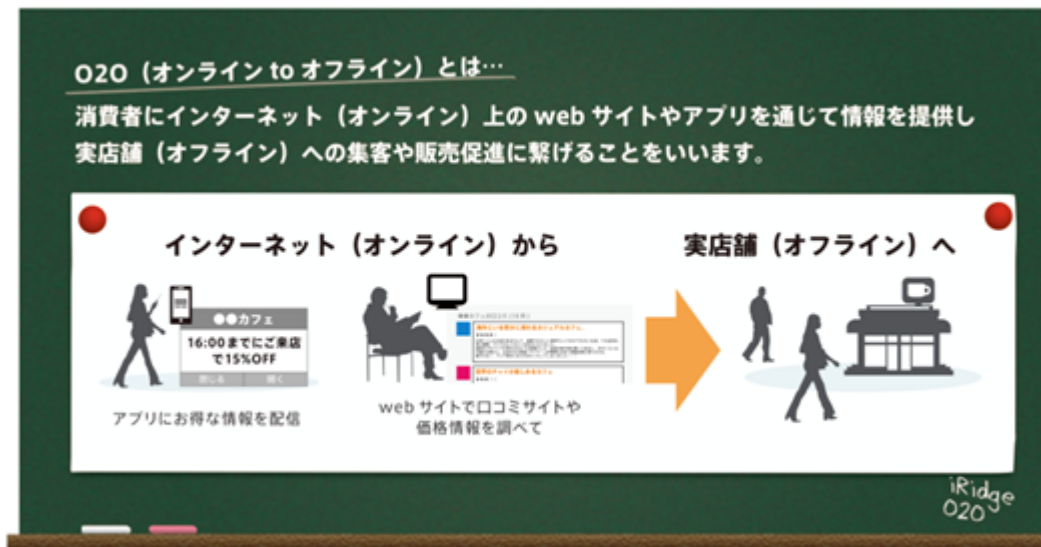
（注1）利用ユーザー数とは、ユーザー数のカウント時点において、プッシュ通知の配信に同意しているユーザー数を指し、アプリごとにカウントしています。

（注2）iBeaconとは、apple社の商標で、端末（Beacon）から発信される電波等をスマートフォン等にダウンロードしたアプリで検知することにより、スマートフォン等のユーザーに向けて、お知らせ情報やクーポン情報等を配信することができます。

3【事業の内容】

当社は「インターネットを通じて、世の中に新しい価値を創り続けていく」という理念のもと、O2Oソリューションの提供、集客・販売促進等を中心とした企画・運用支援を行い、企業のO2Oを支援しております。

当社のO2O支援はスマートフォンを利用したもので、自社ソリューションを組み込んだスマートフォンアプリ（以下「アプリ」）を通じて消費者に情報を提供し、実店舗への集客や販売促進に繋げています。



効果的なO2Oを実現するためには、情報を効果的に伝えるソリューションを利用すること、来店・購入したくなる魅力的な情報を発信する企画力、の双方が重要となります。

当社は、平成21年より主に企業向けにO2O支援を行っており、ソリューション面（技術面）だけではなく、集客・販売促進のための企画・ノウハウを蓄積してまいりました。ソリューションの提供に加え、効果的なO2O実現のための企画・運用支援を統合的に手掛けていることが、当社の特徴・競争力となっております。

当社は、O2O関連事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

(1) 当社の提供するO2Oソリューションについて

当社はO2Oソリューションのプラットフォームとして「popinfo」を提供しております。

popinfoは、当社の中核ソリューションで、企業の集客・販売促進に必要な情報配信機能、ユーザー管理機能、会員証機能、ポイント管理機能、クーポン管理機能といった基本機能を備えております。

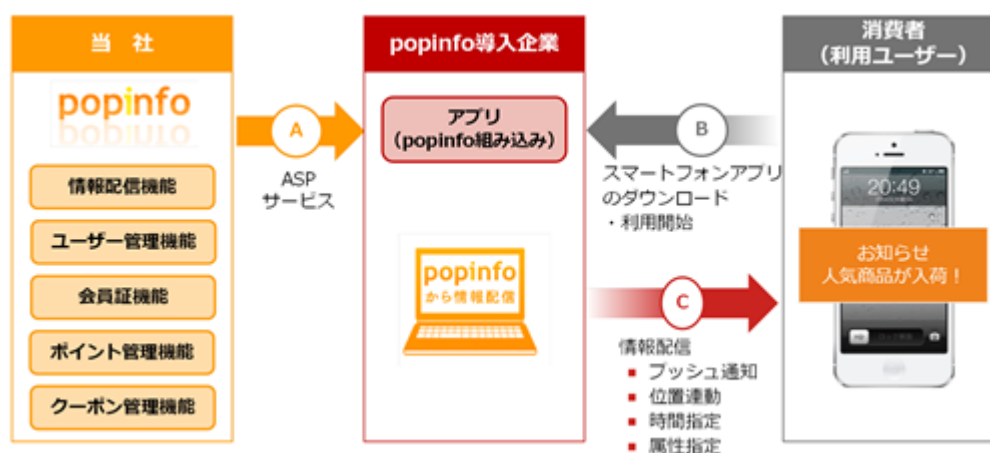
企業は一般ユーザー向けに提供するアプリにpopinfoを組み込むことで、当該アプリをダウンロードしたユーザーの携帯待受画面に情報を配信することができます。

popinfoの導入方法

当社では企業のニーズに応じたO2Oアプリの開発を行っております。

popinfoは当社で行うアプリ開発時に組み込むほか、ASPサービス（注1）のため既存のアプリに簡単に組み込むことができ、企業の状況に応じて柔軟に導入することができます。

なお、導入後は専用のユーザー管理画面から簡単に操作（情報配信設定等）することができます。



(A) ASPサービスのため、アプリに簡単に組み込めます。

(B) popinfoを組み込んだアプリをユーザーがダウンロード・利用開始することで、

(C) 企業側から当該ユーザーに対して情報発信が可能となります。

(注1) ASPサービス ASPはアプリケーション・サービス・プロバイダの略で、ASPサービスはアプリケーションソフトの機能をインターネット経由で顧客に提供するサービスのこと。

popinfoの情報配信機能

a. 配信内容

配信内容としては、集客や販売促進を目的とした商品情報、新店舗情報、割引クーポンの配付等にとどまらず、観光スポット情報、災害・遅延情報、株・為替といったマーケット情報の発信等にも利用されており、様々な情報を提供することが可能です。

b. 情報配信方法

popinfoは、専用のユーザー管理画面から簡単に「位置情報×属性×時間」を組み合わせ、プッシュ通知により情報配信することができます。例えば、位置情報を利用して、店舗周辺のユーザーに商品情報等を配信する、客足が鈍い時間帯に時間限定の割引クーポンを配信する、大規模な商業施設内ではWi-FiやBluetooth、iBeaconを活用して目的階へ誘導するための情報配信を行う等の利用ができます。

・待受画面へのプッシュ通知

プッシュ通知とは、ユーザーがアプリを起動していなくても、携帯の待受画面に直接メッセージを配信することができる仕組みです（ユーザーの事前許可をとったうえでの運用となります）。

このプッシュ通知を利用すれば、情報配信・更新があった場合に、ユーザー側から特定のサイトにアクセスする等の能動的な働きかけをすることなく、最新の情報を提供することが可能となります。また、待受画面に直接情報を提供するため、メールマガジンに比べ、視認率・クリック率ともに高い効果を見込めることが特徴です。

・位置連動（GPS、Wi-Fi、Bluetooth、iBeacon）

ユーザーが指定エリアに入ったタイミングで情報配信できる位置連動型のため、ユーザーの必要な情報を必要なタイミングで発信することが可能です。

また、GPSは数百メートルの広い範囲の位置検知に、Wi-Fi、Bluetooth及びiBeaconは数メートルから数十メートルの狭い範囲の位置検知に用いられます。

・属性指定

ユーザーの属性情報（性別、年齢、居住エリア等）に応じて、配信範囲を条件設定することができ、より一人ひとりにパーソナライズされた配信が可能です。

・時間指定

配信時刻を事前に設定しておく予約配信が可能です。また、即時配信機能により、急な告知やメールマガジンのかわりとしても利用が可能です。

会員証機能、ポイント管理機能、クーポン管理機能

情報配信機能、ユーザー管理機能のほか、会員証機能、ポイント管理機能、クーポン管理機能を備えているため、企業・ユーザーにとって、必要な情報や機能をアプリに一元化することができます。

例えば、プラスチックカードの会員証・ポイントカードにかえて、ユーザーはアプリを会員証として利用でき、アプリ内でポイントを貯め、利用することができます。

企業側では、ユーザー管理画面において、ポイントの付与・利用状況やクーポンの配布・利用状況を管理することができます。また、多くの店舗が入るショッピングモールにおいても、個々の店舗担当者がクーポン等の情報を配信できる仕組みを整備しております。

外部データとの連携

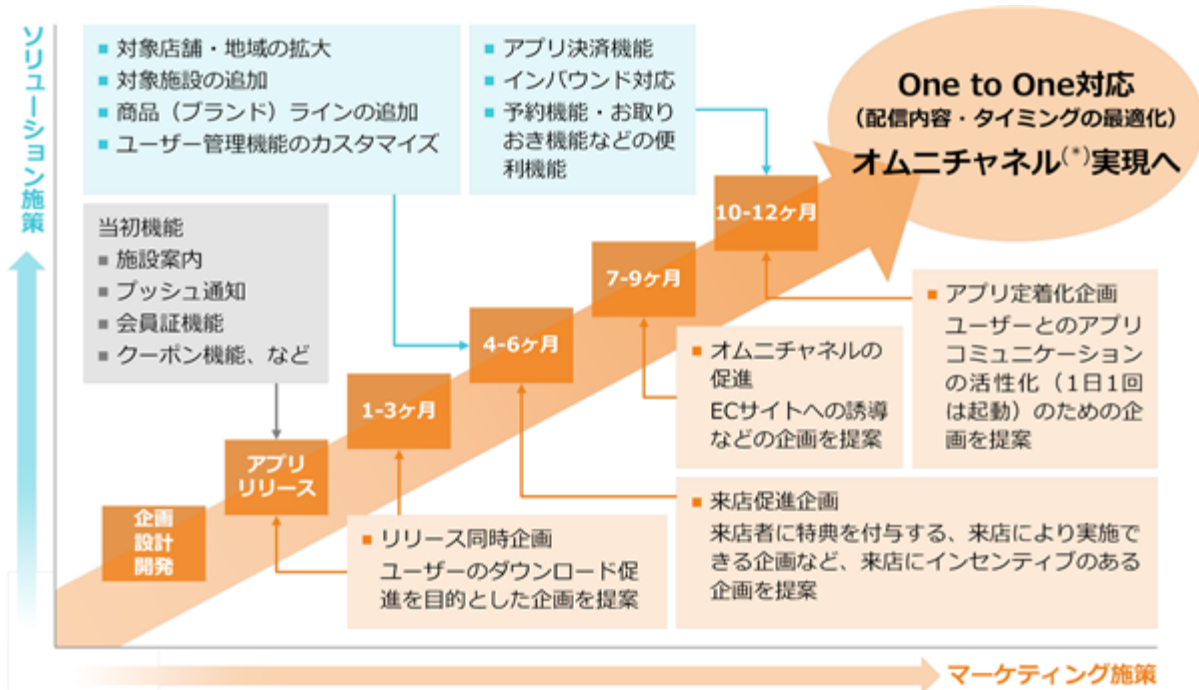
企業側で保有する既存のシステムや情報、例えば会員データベース、ポイント管理システム、売上管理システム等との連携にも、柔軟に対応できます。また、ユーザー管理画面から手動で行う情報配信に加え、クライアントサーバーとシステム連携することにより、自動配信が可能となります。

(2) O2Oに効果的な企画・運用支援について

効果的なO2O実現のためには、企業とユーザーを繋ぐソリューション（アプリ）を継続的に運用し、企業・ユーザー間のコミュニケーションの活性化を図ることが重要と考えております。

当社はそのための企画・運用支援を、顧客企業とともに進めており、大きくは、集客・販売促進を目的としたマーケティング施策、便利で使いやすいアプリにするための機能追加等のソリューション施策に分けることができます。

例えば、当社では以下のようにアプリ開発から継続した企画・運用支援を行っております。



(*) オムニチャネルとは、「オムニ（すべての）+チャネル（顧客との接点）」という造語であり、リアル/ネットの販売チャネルを連携・融合させ、どのような販売チャネルからも同じように購入できる環境を構築すること。

(3) 収益構造

popinfoのサービス利用料は利用ユーザー数に応じた従量制としており、当該popinfo利用料とアプリのシステム保守料等を月額でpopinfo導入企業より収受しております。

これに加え、popinfoを組み込んだアプリ開発やアプリ機能追加に伴う開発収入、O2O企画・運用支援に伴うコンサルティング収入等を主な収入としております。

当社では、月額で収受する金額を着実に積み上げるとともに、popinfoを組み込んだアプリ開発を入口に、効果的なO2Oを実現するための企画・運用支援を継続的に実施することで、安定した収益の確保に繋がっています。

(4) 顧客

当社のpopinfoはショッピングを中心とした商業施設だけでなく、企業とエンドユーザーのコミュニケーション・ツールの一つとして活用されており、スマートフォン等を介したモバイル・コミュニケーションに積極的に取り組んでいる金融機関、交通機関、エンタメ・メディア等をはじめ、幅広い業種で導入されています。

(5) 利用ユーザー数、アプリ数の推移

平成27年4月末現在でpopinfoを組み込んだアプリの利用ユーザー数は2,154万人、アプリ数は300となっております。

	利用ユーザー数（万人）	アプリ数（個）
平成25年8月	750	199
平成25年9月	748	188
平成25年10月	815	208
平成25年11月	898	205
平成25年12月	967	208
平成26年1月	1,037	218
平成26年2月	1,067	214
平成26年3月	1,149	217
平成26年4月	1,187	212

	利用ユーザー数（万人）	アプリ数（個）
平成26年 5月	1,244	216
平成26年 6月	1,289	226
平成26年 7月	1,376	224
平成26年 8月	1,455	236
平成26年 9月	1,528	241
平成26年10月	1,615	251
平成26年11月	1,746	265
平成26年12月	1,830	272
平成27年 1月	1,883	277
平成27年 2月	1,958	281
平成27年 3月	2,069	296
平成27年 4月	2,154	300

(6) 購買プロセスと当社のサービス領域

当社では「ターゲティング」から「集客・販売促進」「決済」に至るまでの消費者の購買プロセス全体をサービス領域としております。

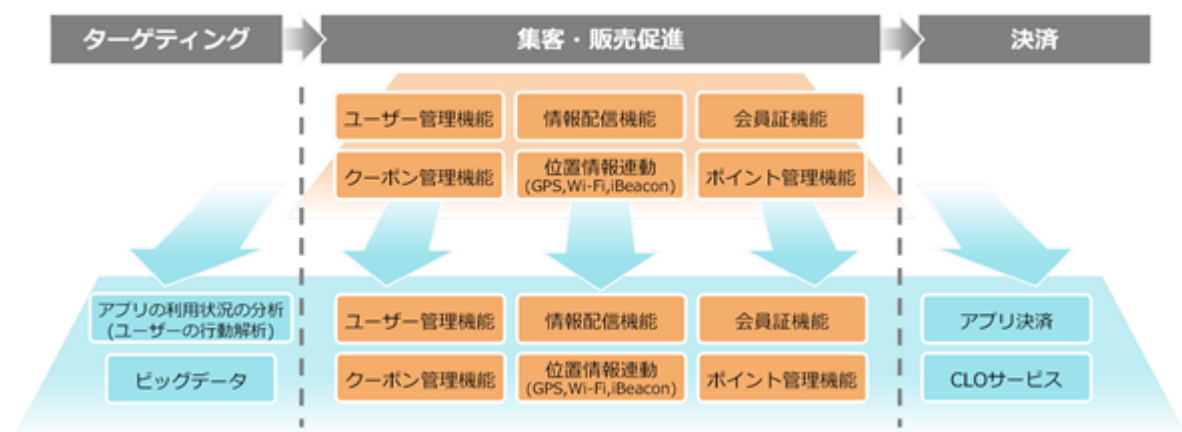
popinfoの基本機能である「集客・販売促進」を中心に、上流の「ターゲティング」、下流の「決済」領域においても、popinfoと連携したソリューションの提供を行っております。

上流の「ターゲティング」については、popinfoを搭載したアプリの利用状況を分析することにより、ユーザーの行動を可視化することができ、よりマーケティング効果の高い配信方法（内容・タイミング・範囲）への改善に繋げることができます。例えば、クリック率、来店動向（回数や頻度）、アプリ起動状況、割引クーポン等の利用状況といった項目に、位置情報、時間、属性の切り口を加えた様々な形で可視化が可能です。また、購買履歴やECサイトの閲覧履歴、ソーシャルメディア等のビッグデータと連携することで、配信したい情報と購買ニーズを結びつけターゲットを抽出することやおすすめ情報をプッシュ配信し消費を喚起することができます。

下流の「決済」については、アプリを利用した決済やクレジットカード決済直後におすすめ情報等をアプリに配信するCLOサービス（注2）を提供しております。また、POSの決済機能と連携することで、例えばバーコード付きの割引クーポンを配信し、POSレジで当該バーコードを読み取ることにより、これまでばらばらに把握されていた販促から実際の購買までを一連のデータとして保有することができます。

（注2）CLOサービス CLOはCard Linked Offerの略で、CLOサービスとはクレジットカード利用者の属性や購買状況に応じて、クーポン等を提供するサービスのこと。

< 消費者の購買プロセスと当社のサービス領域 >

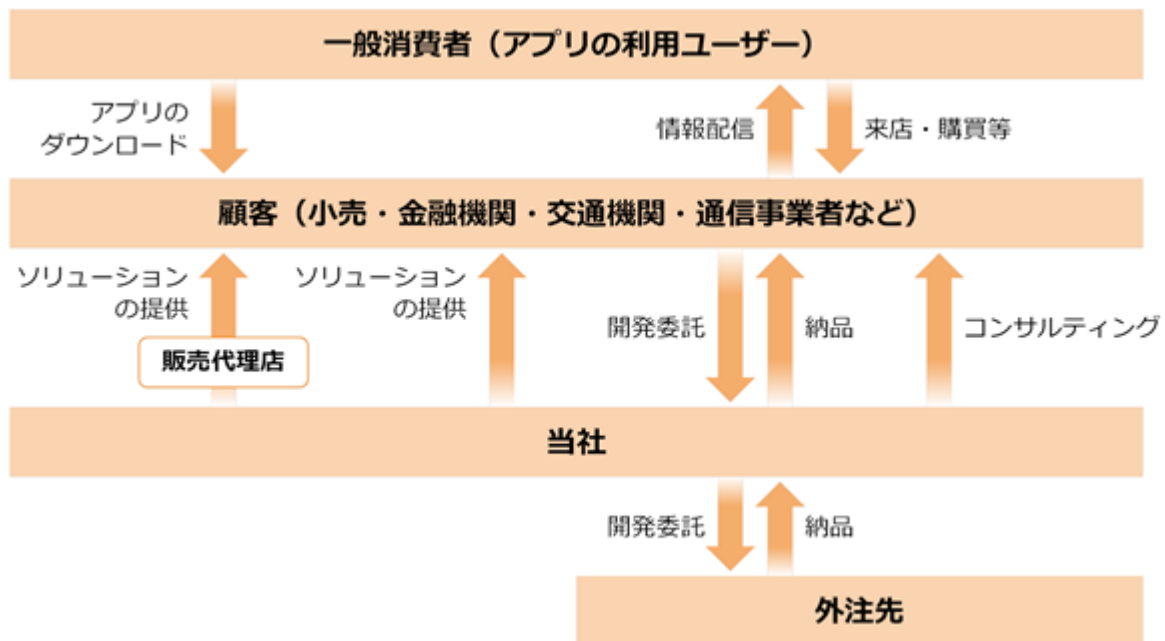


(7) 海外展開

当社は中国、東南アジアでの展開を企図しており、中国、シンガポールにてpopinfoが導入されました。なお、popinfoは現在、日本語、英語、中国語の3カ国語に対応しており、対応可能な言語を順次拡大していく予定です。

〔事業系統図〕

当社の事業系統図は次のとおりであります。なお、一部販売代理店を通じた販売、外注先への開発委託を行っております。



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成27年4月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
31（1）	33.4	1.9	6,100

（注）1．従業員数は就業人員（当社から社外への出向を除き、社外から当社への出向を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、派遣社員を含む。）の最近1年間の平均雇用人員を（ ）外数で記載しております。

2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3．当社の事業はO2O関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

第6期事業年度（自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日）

当事業年度の我が国経済は米国経済の回復基調等を背景に、日銀による金融緩和の継続や政府の経済政策の効果、平成32年における東京オリンピック決定への期待感などを背景に円安・株高の傾向となり、景気は緩やかな回復傾向で推移いたしました。

当社は効果的なO2Oを実現するため、スマートフォン等の携帯端末をプラットフォームとして、位置情報等の技術を活用したソリューションの提供及びコンサルティングサービスを提供しておりますが、当社の事業領域であるO2Oを取り巻く環境につきましては、企業のO2Oへの関心、注目も高まり、販促や集客につながる施策を強化する動きが広がっています。

また、インフラ環境といたしましても、平成26年3月末時点で携帯電話端末契約数は1億2,202万件となっており、中でもスマートフォンの国内普及率は47.0%を占め（注）、携帯電話の軸はスマートフォンにシフトしております。

このような中、当社はこれまでのノウハウや実績を基に、一層の顧客拡大に努めるとともに、iBeacon等の最新の技術にも対応し機能・技術拡充を図り、サービス内容の強化を進めてまいりました。また、当社のpopinfoを搭載したアプリの利用ユーザー数は、平成26年1月に1,000万ユーザーを超え、順調に推移しております。

このような取り組みの結果、売上高は478,860千円（前年同期比86.2%増）、営業利益は27,179千円（同26.6%増）、経常利益は27,704千円（同27.9%増）、当期純利益は17,567千円（同20.1%減）となりました。

なお、当社は、O2O関連事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

（注）出典：株式会社MM総研「スマートフォン市場規模の推移・予測（2014年4月）」

第7期第3四半期累計期間（自 平成26年8月1日 至 平成27年4月30日）

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減はあったものの、政府の経済政策や金融政策により企業収益は引き続き改善基調にあります。

スマートフォンの国内普及率につきましては、平成26年12月末時点で52.3%を占め（注）、その浸透が進んでおります。

このような中、当第3四半期累計期間におきましては、既存取引先へのコンサル（ユーザー数拡大・ユーザーとのコミュニケーション強化等を目的としたアプリ内企画の提案、ユーザー利便性の向上や新機能の追加等に関するコンサル）やそれに伴う追加開発の実施、新規取引先の獲得により、アプリ開発・コンサル等に関する売上は順調に推移しました。また、月額報酬（popinfo利用料や保守料金等）につきましても、popinfoを搭載した新規アプリのリリースや、既存取引先への上記コンサル等によるユーザー数の拡大により、ストック型の安定収益の積み上げに努めました。

このような取り組みにより、当社のpopinfoを搭載したアプリの利用ユーザー数は、平成27年3月に2,000万ユーザーを超え、順調に推移しております。

以上の結果、当第3四半期累計期間の業績は、売上高531,466千円、営業利益88,798千円、経常利益89,112千円、四半期純利益58,464千円となりました。

なお、当社は、O2O関連事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

（注）出典：株式会社MM総研「2014年国内携帯電話端末出荷概況（2015年2月）」

(2)キャッシュ・フロー

第6期事業年度（自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ48,144千円増加し、327,551千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の営業活動により得られた資金は、2,090千円（前事業年度は29,843千円の収入）となりました。売上債権の増加51,204千円等の減少要因もありましたが、主に、税引前当期純利益27,704千円、賞与引当金の増加10,174千円、仕入債務の増加14,152千円等の増加要因によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の投資活動に使用した資金は、37,490千円（前事業年度は6,945千円の支出）となりました。これは、popinfoの追加開発等に伴う無形固定資産の取得による支出38,088千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の財務活動により得られた資金は、83,544千円(前事業年度は200,284千円の収入)となりました。これは、株式の発行による収入85,940千円等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は、O2O関連事業の単一セグメントであるため、以下の事項はサービス別に記載しております。

(1) 生産実績

当社の提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

第6期事業年度及び第7期第3四半期累計期間の受注実績をサービス別に示すと次のとおりであります。

サービスの名称	第6期事業年度 (自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)				第7期第3四半期累計期間 (自 平成26年8月1日 至 平成27年4月30日)	
	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)	受注高 (千円)	受注残高 (千円)
O2O関連	368,865	180.4	57,453	211.7	372,680	35,824
月額報酬	-	-	-	-	-	-
アプリ開発、コンサル等	368,865	180.4	57,453	211.7	372,680	35,824
その他	17,331	110.4	-	-	2,277	-
合計	386,197	175.4	57,453	211.7	374,958	35,824

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 月額報酬として収受するサービスについては、受注実績の記載になじまないため、上記の金額には含めておりません。

(3) 販売実績

第6期事業年度及び第7期第3四半期累計期間の販売実績をサービス別に示すと次のとおりであります。

サービスの名称	第6期事業年度 (自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)		第7期第3四半期累計期間 (自 平成26年8月1日 至 平成27年4月30日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
O2O関連	461,528	192.4	529,189
月額報酬	122,976	213.2	134,878
アプリ開発、コンサル等	338,551	185.9	394,310
その他	17,331	100.1	2,277
合計	478,860	186.2	531,466

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第5期事業年度 (自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日)		第6期事業年度 (自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)		第7期第3四半期累計期間 (自 平成26年8月1日 至 平成27年4月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社デジタルガレージ	-	-	-	-	69,200	13.0
三井不動産株式会社	-	-	-	-	67,108	12.6
株式会社エヌ・ティ・ ティ・データ	-	-	54,765	11.4	63,350	11.9
KDDI株式会社	45,831	17.8	102,698	21.5	-	-
株式会社ジーユー	54,490	21.2	63,712	13.3	-	-

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 第5期事業年度、第6期事業年度及び第7期第3四半期累計期間の主な相手先別の販売実績のうち、当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満の相手先につきましては記載を省略しております。

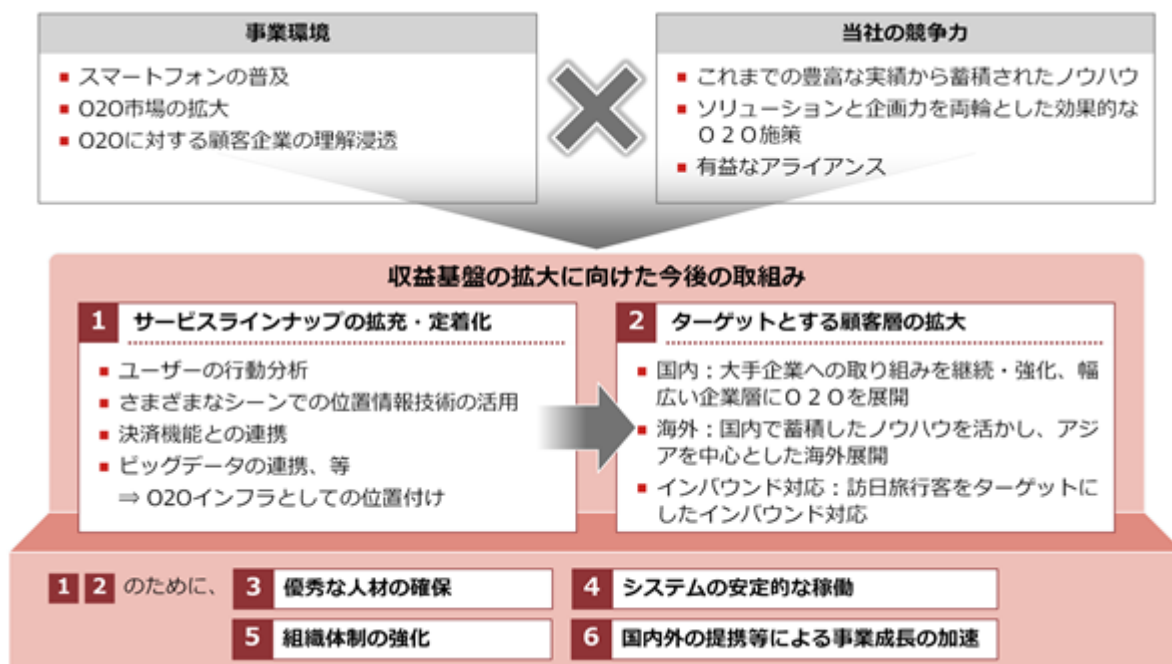
3【対処すべき課題】

スマートフォンの普及により、消費者は時間や場所を選ばずインターネットに接続できる環境が整備されました。また、位置情報を活用することで、企業は店舗から数キロ圏内・店舗内等、場所を特定して消費者とコミュニケーションを図ることが可能となりました。このようなインフラ環境の整備に伴い、O2O市場は拡大しており、日本におけるスマートフォン向けO2Oサービスの市場規模は平成24年で259億円とされ、今後も拡大が見込まれております（出所：株式会社シード・プランニング「スマートフォン向けO2Oサービスの将来予測」平成25年10月17日）。また、O2Oについて企業側の理解が進んでいる現状からも、O2O市場はさらに活性化すると当社は考えております。

このような事業環境の中、当社が安定した成長を続けていくためには、当社の強みである「これまでの豊富な実績から蓄積されたノウハウ」、「ソリューションと企画力を両輪とした効果的なO2O実現のための企画・運営力」、「有益なアライアンス」を活かし、当社の提供するサービスラインナップの拡充・定着化、ターゲットとする顧客層の拡大等により収益基盤を拡大していく必要があると認識しております。

当社は上記内容を踏まえ、以下の事項に重点的に取り組んでまいります。

< 取組み内容等の概念図 >



(1) サービスラインナップの拡充・定着化

当社はこれまで、位置情報やスマートフォンへ対応したソリューションを早期に開発し、顧客企業へ効果的なO2Oの企画・運営を提案することにより、O2O関連事業を拡大させてまいりました。

今後は、popinfoを軸に、ユーザーの行動分析、さまざまなシーンでの位置情報の活用、決済機能との連携、広告領域、ビッグデータを活用した行動分析との連携等、企業・ユーザー双方にとって有用なサービスラインナップを拡充・定着化させていくことにより、収益基盤の拡大を図ってまいります。

このため、多様化するユーザーのコミュニケーションスタイルに適應した提案や対応デバイスの多様化等の利便性の向上、新技術への早期対応に継続的に取り組むこと、これまでの実績・ノウハウをもとに営業力を強化すること、講演や展示会への出展等を通してサービス認知度の向上を図ること、に努めてまいります。

(2) ターゲットとする顧客層の拡大

国内においてはO2O市場が拡大期にあると見込まれているため、大手企業への取り組みを継続・強化するとともに、アプリプラットフォーム化を進め、より幅広い企業層にO2Oの浸透を図ってまいります。

海外においてはアジアを中心に、アライアンスや現地法人の設立等を選択肢とし、進出先のニーズの的確な把握とノウハウの蓄積を進め、海外展開、成長を図ってまいります。

また、インバウンドビジネスとして、アジア圏からの訪日旅行者をターゲットに、国内の店舗への集客をサポートしてまいります。

(3) 優秀な人材の確保

インターネット関連業界の技術革新のスピードは非常に早く、既存サービスの機能向上はもとより、新技術に速やかに対応していく必要があります。このためには、高いスキルを持った人材の確保・定着と育成を図ることが重要な課題であると認識しております。この課題に対応するため、働きやすい職場環境の構築、モチベーション向上に繋がる人事制度の構築に努め、優秀な人材の確保・定着を図るとともに、各種教育研修の拡充により人材の育成を進めてまいります。

(4) システムの安定的な稼働

当社は、インターネット通信を利用したサービス提供を中心としており、システムの安定的な稼働が重要な課題であると認識しております。これまでも、サービスの拡大やpopinfoを搭載したアプリ数、利用者数、データ量の増加に合わせ、安定的な稼働のための対策を講じてまいりましたが、引き続き、現行システムの改善に努めるとともに、長期的な視点にたったシステム強化に取り組んでまいります。

(5) 組織体制の強化

当社は、これまで事業規模に見合った組織体制を構築してまいりましたが、今後の業容拡大に伴い、組織体制の強化が課題であると認識しております。今後とも、事業規模に応じた内部管理体制の構築を行うとともに、一層のガバナンス体制の強化に努めてまいります。

(6) 国内外の提携等による事業成長の加速

当社は、事業成長を加速するため、国内外の提携等が有力な手段の一つであり、上記(1)～(3)についても、当社単独よりも、提携等を有効活用することにより、早期にかつ効率的に進めることが可能と考えております。なお、提携等を実施するにあたっては、当社が既に有するサービス、技術、人材等とのシナジーを慎重に検討した上で取り組んでまいります。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、発生する可能性が低く、当社として必ずしも重要なリスクとして考えていない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社はこれらのリスクの発生可能性を考慮した上で、発生回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生する可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境について

技術革新について

当社はインターネット関連技術に基づいて事業を展開しておりますが、新技術の開発やそれを利用した新サービスの導入が相次いで行われ、変化の激しい業界となっております。このため、当社は、新技術及び新サービスの開発を継続的に行うとともに、優秀な人材の確保に取り組んでおりますが、環境変化への対応が遅れた場合には、当社の競争力が低下する可能性があります。また、新技術及び新サービスの開発に対応するために多大な支出が必要となった場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

市場動向等について

今後とも、スマートフォンの普及及びO2O市場の拡大が見込まれております。このような環境の中で、当社は顧客ニーズに応じた新しいサービスを継続的に提供していくことにより、競争力の向上を図り、さらなる成長を見込んでおります。しかしながら、これらの市場は成長過程にあるため、新たなビジネスモデルの登場、他社との競争の激化、予期せぬ要因によって市場拡大が阻害されるような状況が生じた場合や市場競争力が低下する場合等には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

業績の変動について

当社は、主にソリューションの提供及びシステム保守により月額報酬を収受するビジネスと、アプリ開発、O2Oコンサルティング等のビジネスを行っております。月額報酬を収受するビジネスは、基本的にはアプリの利用ユーザーの増加に応じて利用料が増加するため、安定した収益が望めます。しかしながら、アプリ開発等（開発工程の入るO2Oコンサルティングを含む）につきましては、検収時期の変動により売上計上時期のズレが生じることや、仕様変更等により追加で工数が発生し、プロジェクト収支が悪化することにより、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

海外展開について

当社は、収益基盤の拡大のため、海外へのサービス展開を推進していく予定であります。海外での事業展開においては、予期しない法律等の制定や政治・経済・社会情勢の悪化、文化・宗教・ユーザー嗜好・商慣習の違い、為替相場の変動等の潜在リスクが存在するため、これらの潜在リスクに対処できるよう慎重に検討してまいります。しかしながら、不測の事態の発生により、当社の海外展開に支障をきたし、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

新規事業について

当社は事業規模の拡大及び収益基盤の強化のため、今後も新サービスもしくは新規事業の展開に積極的に取り組んでまいります。これにより、人材の採用やシステム開発等の追加的な投資が発生し、安定的な収益を生み出すには時間を要することがあります。また、新サービス、新規事業の展開が当初の計画通りに進まない場合には、投資を回収出来なくなる可能性や、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

法的規制について

当社において、事業の継続に重要な影響を及ぼす固有の法規制はなく、一般的に適用される法規制に従って業務を行っております。しかしながら、今後法令等の制定や改正等により、当社において対応が必要となる場合、業務の一部に制約を受ける場合等には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) 経営管理体制について

小規模組織であることについて

当社は、平成27年4月30日現在、従業員31名の小規模組織であり、内部管理体制もこのような組織規模に応じたものとなっております。また、小規模組織であるため、業務執行が特定の人物に依存している場合があります。今後も引き続き、事業規模に応じて内部管理体制の強化を進めるとともに、役員への情報共有や権限移譲により業務執行体制の充実を図っていく方針ですが、これらの施策が企図したとおりに進まない場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

人材の確保・定着及び育成について

当社は、競争力の向上及び今後の事業展開のため、優秀な人材の確保・定着及び育成が重要であると考えております。しかしながら、優秀な人材の確保・定着及び育成が計画通りに進まない場合や優秀な人材の社外流出が生じた場合には、競争力の低下や事業規模拡大の制約要因になる可能性があり、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

配当政策について

株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しておりますが、当社は成長過程にあるため、人材確保・育成、サービス強化のための投資、営業強化のための広告宣伝や販売促進、その他成長投資に対して迅速に対応することが重要であると考えております。そのため、現在まで配当を実施しておらず、今後においても当面はこれら成長投資に備え、内部留保の充実を図る方針であります。

将来的には、財政状態及び経営成績、事業展開に備える内部留保とのバランスを勘案し、株主への利益還元を検討してまいります。配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

資金使途について

当社は、今回計画している公募増資による調達資金の使途につきましては、サービス強化・拡充のための開発費用、サーバー等のインフラ費用、優秀な人材獲得のための採用費、オフィス移転費用、認知度向上のための広告宣伝・販売促進費、国内外の提携等のための資金に充当する計画であります。しかしながら、急速に変化する経営環境に対応するため、調達資金を計画以外の使途に充当する可能性があります。また、計画通りに使用された場合でも、想定通りの投資効果が得られない可能性があります。

個人情報保護について

当社は個人情報保護法における個人情報取扱事業者には該当しませんが、内部管理体制の強化の観点から、情報セキュリティ及び個人情報について適切な保護体制を構築するため、プライバシーマークを取得しております。また、当社が業務上保有している位置情報データにつきましては、現時点において個人情報に該当しないと認識しております。しかしながら、今後法令等の制定や改正等により、個人情報等に該当することとなった場合には、追加の対応等に伴い、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

知的財産権について

当社は第三者の知的財産権を侵害しないよう可能な範囲で対応を行っており、本書提出日現在、第三者より知的財産権の侵害に関する指摘等を受けた事実はありません。しかしながら、当社の事業分野で当社の認識していない知的財産権が既に成立している可能性又は新たに第三者の知的財産権が成立する可能性もあり、当該侵害のリスクを完全に排除することは極めて困難であります。万が一、当社が第三者の知的財産権等を侵害した場合には、損害賠償請求、差止請求や知的財産権の使用に関する対価等の支払い等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社は必要に応じて商標権等の知的財産権の申請を行っておりますが、当社の知的財産権が第三者に侵害された場合には、解決までに多くの時間や費用を要する等により、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

システム障害について

当社は、主にインターネット通信を利用してサービスを提供しておりますが、人為的ミス、通信ネットワーク機器の故障、アクセス数の急激な増大、ソフトウェアの不具合、コンピュータウイルス、停電、自然災害、事故等により、システム障害が発生する可能性があります。当社では、定期的なバックアップや稼働状況の監視により事前防止又は回避に努めておりますが、こうした対応にも関わらず、システム障害が発生し、サービス提供に障害が生じた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟について

当社は、本書提出日現在、損害賠償を請求されている事実や訴訟を提起されている事実はありません。また、当社は、法令違反となるような行為を防止するための内部管理体制を構築するとともに、取引先、従業員その他第三者との関係において、訴訟リスクを低減するよう努めております。しかしながら、システム障害によりサービスが停止した場合、当社の開発したソフトウェアの不具合が生じた場合、開発が予定通り進捗しなかった場合、知的財産権の侵害等の予期せぬトラブルが発生した場合、取引先等との関係に何らかの問題が生じた場合、これらに起因する損害賠償を請求される、あるいは訴訟を提起されるリスクがあります。かかる損害賠償の金額、訴訟の内容及び結果によっては、当社の社会的信用、財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) その他

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、役員及び従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を付与しております。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、これらの新株予約権が権利行使された場合、当社の株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は271,600株であり、発行済株式総数2,445,000株の11.11%に相当します。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成に当たり、資産及び負債又は損益の状況に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績等の財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 経営成績の分析

第6期事業年度（自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日）

（売上高）

当事業年度の売上高は478,860千円となり、前事業年度に比べ221,715千円増加いたしました。この主な要因は、スマートフォンの普及が着実に進んでいること、企業側でのO2Oの実施効果への理解が浸透してきていることの相乗効果により、当社ソリューションの導入やアプリ開発案件が増加したこと、及びそれに伴いpopinfo利用料等の月額報酬が着実に積みあがったことによるものです。

（売上総利益）

当事業年度の売上原価は280,669千円となり、前事業年度に比べ122,231千円増加いたしました。この主な要因は、外注費の増加74,347千円、開発に携わる人員の増加により労務費が70,344千円増加したこと等によるものです。

この結果、当事業年度の売上総利益は198,190千円となり、前事業年度に比べ99,483千円増加いたしました。

（営業利益）

当事業年度の販売費及び一般管理費は171,011千円となり、前事業年度に比べ93,771千円増加いたしました。この主な要因は、人員の増加に伴う給料手当の増加29,061千円、採用費の増加19,103千円等によるものです。

この結果、当事業年度の営業利益は27,179千円となり、前事業年度に比べ5,712千円増加いたしました。

（経常利益）

当事業年度の営業外収益は542千円となり、前事業年度に比べ263千円増加いたしました。この主な要因は、雑収入の増加226千円によるものです。

当事業年度の営業外費用は17千円となり、前事業年度に比べ62千円減少いたしました。この主な要因は、支払利息の減少43千円によるものです。

この結果、当事業年度の経常利益27,704千円となり、前事業年度に比べ6,039千円増加いたしました。

（当期純利益）

当事業年度及び前事業年度において特別利益、特別損失は計上されておりません。

また、当事業年度の法人税等は10,136千円となり、前事業年度に比べ10,454千円増加いたしました。この主な要因は、法人税等の負担率が、当事業年度は36.6%となっておりますが、前事業年度は税務上の繰越欠損金が存在した影響で1.5%となっていたことによるものです。

この結果、当事業年度の当期純利益は17,567千円となり、前事業年度に比べ4,415千円減少いたしました。

なお、税務上の繰越欠損金は当事業年度において全額解消しております。

第7期第3四半期累計期間（自 平成26年8月1日 至 平成27年4月30日）

（売上高）

当第3四半期累計期間の売上高は531,466千円となりました。これは新規取引先の獲得及び既存取引先との継続的な取引により、売上が順調に拡大したことによるものです。

（売上総利益）

当第3四半期累計期間の売上原価は306,478千円となりました。この主な内訳は、外注費、開発に携わる人員の労務費となります。

この結果、当第3四半期累計期間の売上総利益は224,988千円となりました。

（営業利益）

当第3四半期累計期間の販売費及び一般管理費は136,189千円となりました。この主な内訳は、人件費、支払報酬となります。

この結果、当第3四半期累計期間の営業利益は88,798千円となりました。

（経常利益）

当第3四半期累計期間の営業外収益は314千円となりました。この主な内訳は、雑収入となります。なお、営業外費用は計上されておりません。

この結果、当第3四半期累計期間の経常利益は89,112千円となりました。

（四半期純利益）

当第3四半期累計期間において特別利益、特別損失は計上されておりません。

また、当第3四半期累計期間の法人税等は30,648千円となりました。この主な要因は、法人税、住民税及び事業税36,207千円の計上によるものです。

この結果、当第3四半期累計期間の四半期純利益は58,464千円となりました。

(3) 財政状態の分析

第6期事業年度（自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日）

（資産）

当事業年度末の総資産は478,301千円となり、前事業年度末に比べ145,060千円増加いたしました。この主な要因は、売上増加に伴う売掛金の増加51,204千円、第三者割当増資を主とする現金及び預金の増加48,144千円、popinfoの追加開発等に伴う無形固定資産の増加39,566千円によるものです。

（負債）

当事業年度末の負債は85,874千円となり、前事業年度末に比べ41,553千円増加いたしました。この主な要因は、買掛金の増加14,152千円、未払法人税等の増加13,837千円、賞与引当金の増加12,165千円によるものです。

（純資産）

当事業年度末の純資産は392,426千円となり、前事業年度末に比べ103,507千円増加いたしました。この主な要因は、当期純利益17,567千円を計上、第三者割当増資による資本金、資本準備金の増加合計85,940千円によるものです。

第7期第3四半期累計期間（自 平成26年8月1日 至 平成27年4月30日）

（資産）

当第3四半期会計期間末の総資産は580,709千円となり、前事業年度末に比べ102,407千円増加いたしました。この主な要因は、売掛金の回収等による現金及び預金の増加74,572千円、popinfoの追加開発等に伴う無形固定資産の増加25,085千円によるものです。

（負債）

当第3四半期会計期間末の負債は129,818千円となり、前事業年度末に比べ43,943千円増加いたしました。この主な要因は、買掛金の増加20,413千円、未払法人税等の増加12,604千円によるものです。

（純資産）

当第3四半期会計期間末の純資産は450,891千円となり、前事業年度末に比べ58,464千円増加いたしました。この要因は、四半期純利益58,464千円の計上に伴う利益剰余金の増加によるものです。

(4) キャッシュ・フローの分析

第6期事業年度（自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日）

当事業年度末の現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べ48,144千円増加し、327,551千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により獲得した資金は2,090千円（前事業年度は29,843千円の収入）であります。この主な要因は、売上債権の増加51,204千円等の減少要因もありましたが、主に、税引前当期純利益27,704千円、賞与引当金の増加10,174千円、仕入債務の増加14,152千円等の増加要因によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は37,490千円（前事業年度は6,945千円の支出）であります。この主な要因は、popinfoの追加開発等に伴う無形固定資産の取得による支出38,088千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により得られた資金は83,544千円（前事業年度は200,284千円の収入）であります。この主な要因は、株式の発行による収入85,940千円によるものです。

(5) 経営戦略の現状と見通し

当社のpopinfoは、企業にオウンドメディア（企業が“所有”するメディア）のプラットフォームを提供するサービスと考えております。オウンドメディアは顧客との継続的な関係を構築するハブであり、当社のソリューションとO2Oに効果的な企画・運用支援により、企業のオウンドメディア化を推進してまいります。

また、前述のとおり、日本におけるスマートフォン向けO2Oサービスの市場規模は平成24年で259億円とされています。当社では、今後も当該スマートフォン向けO2Oサービス市場の拡大を見込んでおり、インターネットからの情報を利用して行われるリアル店舗での消費や日本の小売市場全体をO2Oマーケットと捉えると、その市場規模は一層大きなものになると考えております。

加えて、現状、パーソナルデータの利活用促進に向けての動きがみられ、適切な規律の下でパーソナルデータ、ビッグデータの有効活用が進むものと考えております。

このような中、当社は、消費者に最適なタイミングで、必要な情報を提供するサービスの実現を目指しており、O2Oの本質をOne to Oneマーケティングと捉えております。このためには、ビッグデータの活用や実購買と直結する決済インフラとの連携等も必要なため、引き続き他社との連携も視野に入れ、事業展開してまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第6期事業年度（自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日）

当社は、O2O関連事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っていません。

当事業年度の設備投資等の総額は47,456千円であります。その主なものは、O2O関連サービスに係るソフトウェア開発及び本社事務所移転に伴う設備工事等であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第7期第3四半期累計期間（自 平成26年8月1日 至 平成27年4月30日）

当社は、O2O関連事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っていません。

当第3四半期累計期間の設備投資等の総額は39,627千円であります。その主なものは、O2O関連サービスに係るソフトウェア開発であります。

なお、当第3四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成26年7月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
			建物	土地 (面積 m^2)	工具、器具 及び備品	ソフトウエ ア	合計	
本社 (東京都千代 田区)	-	本社機能	1,248	-	55	31,268	32,571	24 (1)

(注) 1. 当社はO2O関連事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っていません。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. 金額は帳簿価額であり、ソフトウェア仮勘定は含まれておりません。

4. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

5. 本社の建物は賃借しており、帳簿価額は建物の付属設備及び資産除去債務について記載しております。当該賃貸借契約は定期借家契約であり、平成27年12月31日で契約が終了するものであります。年間賃借料は12,735千円であります。

6. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向を除き、社外から当社への出向を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、派遣社員を含む。）の最近1年間の平均雇用人員を（ ）外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】（平成27年4月30日現在）

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,500,000
計	9,500,000

(注)平成27年3月25日開催の臨時株主総会の決議により、定款の一部変更を行い、同日付でA種優先株式及びB種優先株式に関する定款の定めを廃止するとともに、発行可能株式総数を9,450,000株増加し、9,500,000株としております。

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,445,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	2,445,000	-	-

- (注)1.平成27年3月25日開催の臨時株主総会の決議により、定款の一部変更を行い、A種優先株式及びB種優先株式に関する定款の定めを廃止し、同日付でA種優先株式3,900株及びB種優先株式5,930株は普通株式9,830株となっております。
- 2.平成27年3月25日開催の取締役会の決議により、平成27年3月26日付で株式1株につき99株の株式無償割当を行っております。これにより、発行済株式総数は2,420,550株増加し、2,445,000株となっております。
- 3.平成27年3月25日開催の臨時株主総会の決議により、定款の一部変更を行い、平成27年3月26日付で1単元を100株とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成23年10月28日定時株主総会決議及び平成23年10月28日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成26年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	330(注)1	300(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	330(注)1	30,000(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	21,000(注)2	210(注)2、4
新株予約権の行使期間	平成25年11月16日～平成33年9月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 21,000 資本組入額 10,500	発行価格 210(注)4 資本組入額 105(注)4
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員及び子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は本新株予約権を行使できない。</p> <p>新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できない。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>譲渡による新株予約権の取得は、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権者は、譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。</p>	同左
代用払込みにに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	(注)3

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとし、この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
4. 当社は、平成27年3月25日開催の取締役会の決議により、平成27年3月26日付で株式1株につき99株の株式無償割当を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権（平成23年10月28日定時株主総会決議及び平成24年5月25日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成26年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	30(注)1	30(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30(注)1	3,000(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	21,000(注)2	210(注)2、4
新株予約権の行使期間	平成26年6月1日～平成34年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 21,000 資本組入額 10,500	発行価格 210(注)4 資本組入額 105(注)4
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員及び子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は本新株予約権を行使できない。</p> <p>新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できない。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>譲渡による新株予約権の取得は、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権者は、譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。</p>	同左
代用払込みにに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	(注)3

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合においては、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとし、この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
4. 当社は、平成27年3月25日開催の取締役会の決議により、平成27年3月26日付で株式1株につき99株の株式無償割当を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権（平成25年10月25日定時株主総会決議及び平成25年10月25日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成26年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	950(注)1	927(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	950(注)1	92,700(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	38,000(注)2	380(注)2、4
新株予約権の行使期間	平成27年11月14日～平成35年9月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 38,000 資本組入額 19,000	発行価格 380(注)4 資本組入額 190(注)4
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、もしくは顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との関係で委任、請負等の継続的な契約関係にある者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は本新株予約権を行使できない。</p> <p>新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できない。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>譲渡による新株予約権の取得は、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権者は、譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。</p>	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	(注)3

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で普通株式の発行又は処分をする場合(取得請求権付株式及び取得条項付株式の取得と引換えにするもの、新株予約権の行使に基づくもの、並びに合併、会社分割及び株式交換に伴うものを除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合においては、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとし、この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
4. 当社は、平成27年3月25日開催の取締役会の決議により、平成27年3月26日付で株式1株につき99株の株式無償割当を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権（平成26年4月11日臨時株主総会決議及び平成26年4月11日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成26年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	598(注)1	567(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	598(注)1	56,700(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	38,000(注)2	380(注)2、4
新株予約権の行使期間	平成28年5月1日～平成36年2月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 38,000 資本組入額 19,000	発行価格 380(注)4 資本組入額 190(注)4
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、もしくは顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との関係で委任、請負等の継続的な契約関係にある者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は本新株予約権を行使できない。</p> <p>新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できない。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>譲渡による新株予約権の取得は、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権者は、譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。</p>	同左
代用払込みにに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	(注)3

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で普通株式の発行又は処分をする場合(取得請求権付株式及び取得条項付株式の取得と引換えにするもの、新株予約権の行使に基づくもの、並びに合併、会社分割及び株式交換に伴うものを除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合においては、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとし、この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
4. 当社は、平成27年3月25日開催の取締役会の決議により、平成27年3月26日付で株式1株につき99株の株式無償割当を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権（平成27年2月13日臨時株主総会決議及び平成27年2月13日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成26年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	-	892(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	-	89,200(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	1,000(注)2、4
新株予約権の行使期間	-	平成29年2月27日～平成36年12月26日
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入 額(円)	-	発行価格 1,000(注)4 資本組入額 500(注)4
新株予約権の行使の条件	-	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、もしくは顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との関係で委任、請負等の継続的な契約関係にある者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は本新株予約権を行使できない。</p> <p>新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	-	<p>譲渡による新株予約権の取得は、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権者は、譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。</p>
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	(注)3

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で普通株式の発行又は処分をする場合(取得請求権付株式及び取得条項付株式の取得と引換えにするもの、新株予約権の行使に基づくもの、並びに合併、会社分割及び株式交換に伴うものを除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合においては、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとし、この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
4. 当社は、平成27年3月25日開催の取締役会の決議により、平成27年3月26日付で株式1株につき99株の株式無償割当を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成23年5月31日 (注)1	A種優先株式 24	普通株式 140 A種優先株式 24	25,200	32,200	25,200	25,200
平成23年7月14日 (注)2	A種優先株式 15	普通株式 140 A種優先株式 39	15,750	47,950	15,750	40,950
平成23年10月28日 (注)3	普通株式 13,860 A種優先株式 3,861	普通株式 14,000 A種優先株式 3,900	-	47,950	-	40,950
平成25年3月29日 (注)4	B種優先株式 5,300	普通株式 14,000 A種優先株式 3,900 B種優先株式 5,300	100,700	148,650	100,700	141,650
平成25年9月30日 (注)5	B種優先株式 630	普通株式 14,000 A種優先株式 3,900 B種優先株式 5,930	11,970	160,620	11,970	153,620
平成26年7月25日 (注)6	普通株式 620	普通株式 14,620 A種優先株式 3,900 B種優先株式 5,930	31,000	191,620	31,000	184,620
平成27年3月25日 (注)7	普通株式 9,830 A種優先株式 3,900 B種優先株式 5,930	普通株式 24,450	-	191,620	-	184,620
平成27年3月26日 (注)8	普通株式 2,420,550	普通株式 2,445,000	-	191,620	-	184,620

(注)1. 有償第三者割当 発行価格2,100,000円 資本組入額1,050,000円

割当先 みずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合

2. 有償第三者割当 発行価格2,100,000円 資本組入額1,050,000円

割当先 三菱UFJキャピタル3号投資事業有限責任組合

3. 株式分割(1:100)による増加であります。

4. 有償第三者割当 発行価格38,000円 資本組入額19,000円

割当先 株式会社DGインキュベーション、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

5. 有償第三者割当 発行価格38,000円 資本組入額19,000円

割当先 KDDI新規事業育成投資事業有限責任組合、株式会社DGインキュベーション

6. 有償第三者割当 発行価格100,000円 資本組入額50,000円
割当先 株式会社クレディセゾン、TBSイノベーション・パートナーズ1号投資事業組合、黒瀬翼、英一樹
7. 平成27年3月25日開催の臨時株主総会の決議により、定款の一部変更を行い、A種優先株式及びB種優先株式に関する定款の定めを廃止し、同日付でA種優先株式3,900株及びB種優先株式5,930株は普通株式9,830株となっております。
8. 平成27年3月25日開催の取締役会の決議により、平成27年3月26日付で株式1株につき99株の株式無償割当を行っております。

(5) 【所有者別状況】

平成27年4月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	3	-	-	7	10	-
所有株式数（単元）	-	-	-	6,703	-	-	17,747	24,450	-
所有株式数の割合（%）	-	-	-	27.42	-	-	72.58	100.00	-

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年4月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 2,445,000	24,450	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	2,445,000	-	-
総株主の議決権	-	24,450	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

第1回新株予約権（平成23年10月28日定時株主総会決議及び平成23年10月28日取締役会決議）

決議年月日	平成23年10月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 退職による権利喪失により、本書提出日の前月末現在（平成27年5月31日）における付与対象者の区分及び人数は、当社従業員4名となっております。

第2回新株予約権（平成23年10月28日定時株主総会決議及び平成24年5月25日取締役会決議）

決議年月日	平成23年10月28日、平成24年5月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第3回新株予約権（平成25年10月25日定時株主総会決議及び平成25年10月25日取締役会決議）

決議年月日	平成25年10月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 19
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 退職による権利喪失及び従業員の取締役就任により、本書提出日の前月末現在（平成27年5月31日）における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名及び当社従業員16名となっております。

第4回新株予約権（平成26年4月11日臨時株主総会決議及び平成26年4月11日取締役会決議）

決議年月日	平成26年4月11日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社監査役 1 当社従業員 26
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 退職による権利喪失により、本書提出日の前月末現在（平成27年5月31日）における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社監査役1名及び当社従業員22名となっております。

第5回新株予約権（平成27年2月13日臨時株主総会決議及び平成27年2月13日取締役会決議）

決議年月日	平成27年2月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社監査役 3 当社従業員 28
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しておりますが、当社は成長過程にあるため、人材確保・育成、サービス強化のための投資、営業強化のための広告宣伝や販売促進、その他成長投資に対して迅速に対応することが重要であると考えております。そのため、現在まで配当を実施しておらず、今後においても当面はこれら成長投資に備え、内部留保の充実を図る方針であります。

将来的には、財政状態及び経営成績、事業展開に備える内部留保とのバランスを勘案し、株主への利益還元を検討してまいりますが、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

なお、当社が剰余金の配当を実施する場合には、期末配当の年1回を基本的な方針としており、また、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当に関する事項は取締役会の決議により定める旨、期末配当は7月31日、中間配当は1月31日を基準日とし、その他基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	アライアンス推進グループ長	小田 健太郎	昭和50年 6月23日生	平成11年4月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 入社 平成16年8月 ポストンコンサルティンググループ 入社 平成20年8月 当社設立 代表取締役社長就任(現任)	(注)3	1,300,000
取締役	COO 兼 セールス&マーケティンググループ長	黒瀬 翼	昭和55年 3月18日生	平成14年4月 株式会社エイチ・アイ・エス 入社 平成21年12月 株式会社ガブスモバイル 取締役就任 平成23年10月 当社 取締役COO就任(現任)	(注)3	1,000
取締役	CFD 兼 管理グループ長	英 一樹	昭和53年 12月30日生	平成15年4月 公認会計士登録 平成15年10月 野村證券株式会社 入社 平成25年10月 当社 入社 平成25年10月 当社 執行役員就任 平成26年4月 当社 取締役CFD就任(現任)	(注)3	1,000
取締役	-	石丸 文彦	昭和50年 5月7日生	平成11年4月 株式会社ジャフコ 入社 平成24年1月 株式会社デジタルガレージ 執行役員就任(現任) 平成24年6月 株式会社D G インキュベーション 取締役就任(現任) 平成25年9月 当社 取締役就任(現任) 弁護士ドットコム株式会社 取締役就任(現任)	(注)3	-
監査役(常勤)	-	竹村 実穂	昭和59年 1月31日生	平成18年4月 新日本有責任監査法人 入所 平成21年8月 公認会計士登録 平成25年3月 株式会社アンダーカバー 入社 平成25年12月 当社 監査役就任(現任)	(注)4	-
監査役	-	隈元 慶幸	昭和37年 12月26日生	昭和61年4月 株式会社ブリヂストン 入社 平成6年4月 東京弁護士会弁護士登録 平成13年4月 堀裕法律事務所(現堀総合法律事務所)入所(現任) 平成15年6月 株式会社パソナキャリア(現株式会社パソナ) 監査役就任(現任) 平成19年6月 小倉クラッチ株式会社 監査役就任(現任) 平成22年7月 株式会社オルトプラス 監査役就任(現任) 平成23年10月 当社 監査役就任(現任)	(注)4	-
監査役	-	高橋 智	昭和47年 3月17日生	平成18年9月 株式会社スタートトゥデイ 入社 平成22年8月 株式会社アクロスザシー設立 代表取締役就任(現任) 平成26年10月 当社 監査役就任(現任)	(注)4	-
計						1,302,000

- (注) 1. 取締役石丸文彦は、社外取締役であります。
2. 監査役竹村実穂、隈元慶幸及び高橋智は、社外監査役であります。
3. 取締役小田健太郎、黒瀬翼、英一樹及び石丸文彦の任期は、平成27年3月25日開催の臨時株主総会終結の時から、平成27年7月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役竹村実穂、隈元慶幸及び高橋智の任期は、平成27年3月25日開催の臨時株主総会終結の時から、平成30年7月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、継続的に企業価値を向上させ、また各ステークホルダーと良好な関係を築いていくためには、経営の効率性・健全性・透明性が不可欠であると認識しており、今後ともコーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

具体的には、法令等の遵守、実効性ある内部統制、タイムリー・ディスクロージャー、独立性ある監査機能等を意識し、企業活動を行ってまいります。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

イ 会社の機関の基本説明

当社は、会社法に規定する機関として取締役会、監査役会を設置するとともに、日常業務の活動方針・状況を審議・報告する経営会議を設置しております。また、当社は執行役員制度を導入しており、執行役員は取締役会が決定した基本方針に従い、代表取締役社長の指揮命令のもと、業務執行しております。

a. 取締役及び取締役会

当社は取締役会設置会社であり、取締役会は取締役4名（うち社外取締役1名）で構成され、経営の基本方針や重要事項の決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。取締役会は原則として毎月1回開催しております。

b. 監査役及び監査役会

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は監査役3名（うち社外監査役3名）で構成され、各監査役の監査実施状況の報告や監査役間の協議等を実施しております。監査役会は原則として毎月1回開催しております。

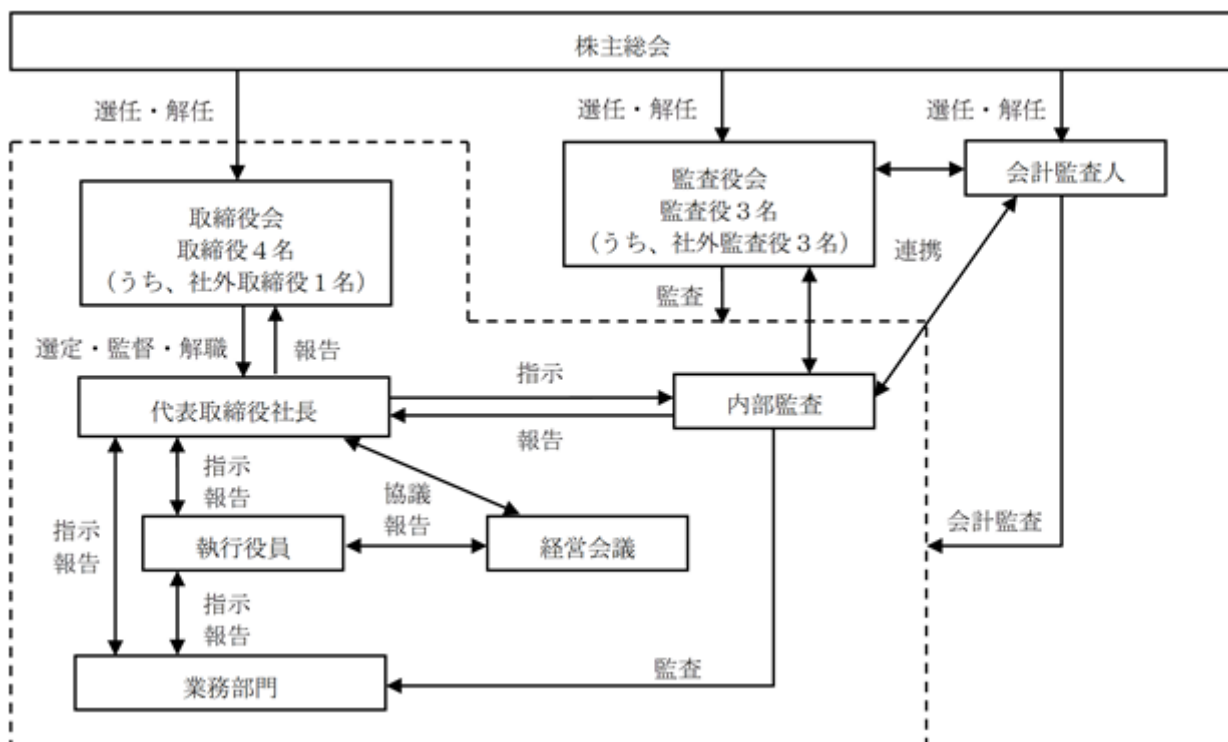
監査役は、取締役の職務の執行を監査するため、取締役会及びその他の重要な会議へ出席しております。社外監査役には公認会計士及び弁護士を含んでおり、それぞれの専門知識と経験に基づき、監査を行っております。

c. 経営会議

当社の経営会議は、常勤取締役、常勤監査役、執行役員で構成され、原則として毎週1回開催し、経営課題等を審議するとともに業務執行に係る協議及び報告を行っております。

ロ 会社の機関・内部統制の関係

当社の機関・内部統制の関係を図示すると以下のとおりであります。



八 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法第362条第4項第6号に基づき、平成26年3月14日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、業務の適性を確保するための体制作りと管理体制のより一層の整備を図ることとしております。当該基本方針で定めた体制及び事項は以下のとおりであります。

- a. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- b. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- f. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- g. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- h. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- i. 反社会的勢力を排除するための体制

内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、会社規模、客観性の担保や効率性等を勘案し、独立した内部監査部門を設けず、当社と利害関係のない外部機関へアウトソーシングしております。なお、実効性の高い内部監査を実施するため、内部監査計画の策定から実施結果の報告や改善状況の確認等において、社長が主体的に関与しております。

監査役監査につきましては、監査役監査計画に定められた内容に基づき、各監査役は定められた業務分担に従って監査を行い、原則として毎月1回開催される監査役会において情報共有を行っております。

また、監査役、会計監査人及び内部監査担当者2名（アウトソーシング先）は、監査の実効性を高めるため、それぞれの監査計画や監査結果の共有、業務の改善に向けた具体的な協議を行う等、定期的に意見交換を行い、三者間で連携を図っております。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、法令遵守体制の構築を目的として「倫理規程」を定め、役職員の関係法令、社会規範及び社内諸規程等の遵守、浸透を図っております。あわせて社内における不正行為等を早期に発見するため、「内部通報規程」を制定し、リスク管理体制を整備しております。

また、監査役監査や内部監査の実施によって、リスクの発見に努め、必要に応じて、弁護士、会計士、税理士、社会保険労務士等の専門家にリスク対応について助言を受けられる体制を整えております。

会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。

イ 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員・業務執行社員 吉村 孝郎
指定有限責任社員・業務執行社員 山本 恭仁子

ロ 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名
その他 7名

（注） 継続監査年数については、7年以内であるため記載しておりません。

社外取締役及び社外監査役との関係

イ 社外取締役及び社外監査役の員数

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

ロ 社外取締役及び社外監査役と会社の人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係

社外取締役の石丸文彦は、当社の主要株主である株式会社D Gインキュベーションの取締役に就任しており、同社は当社の発行済株式総数の20.87%を所有しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の竹村実穂は、当社の新株予約権25個を保有しております。この他に、当社との間に人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の隈元慶幸は、当社の新株予約権8個を保有しております。この他に、当社との間に人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の高橋智は、当社の新株予約権4個を保有しております。この他に、当社との間に人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

八 社外取締役又は社外監査役が当社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役及び社外監査役による監督又は監査に期待する機能及び役割につきましては、会社経営、会計財務及び企業法務等に関する経験及び専門的な知見に基づき、社外の視点から監督又は監査することにより、経営監視機能の客観性及び中立性を確保することにあります。

ニ 社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針の内容

当社においては、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針はないものの、選任にあたっては、会社法及び株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

ホ 社外取締役又は社外監査役の選任状況に関する考え方

社外取締役石丸文彦は、投資業務を通じて培った会社経営に関する相当程度の知見を有していることから、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を得られるとの判断から選任しております。

社外監査役竹村実穂は、公認会計士として企業会計に関する専門的な知見を有していることから、当該見地から経営を独立的な立場で監査することができるとの判断から選任しております。

社外監査役隈元慶幸は、弁護士として企業法務に関する専門的な知見を有していることから、当該見地から経営を独立的な立場で監査することができるとの判断から選任しております。

社外監査役高橋智は、上場会社での管理業務を通じて培った経営管理に関する相当程度の知見を有していることから、当該見地から経営を独立的な立場で監査することができるとの判断から選任しております。

ヘ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外役員は、取締役会又は監査役会等を通じて、監査役監査、内部監査及び会計監査の報告を受けるとともに、必要に応じて適宜打合せを行い、相互連携を図っております。

役員報酬の内容

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	24,400	24,400	-	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外取締役	-	-	-	-	-	-
社外監査役	4,100	4,100	-	-	-	2

ロ 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等
該当事項はありません。

ハ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

ニ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、経営環境、役位、会社への貢献度、業績等を勘案して決定することとしております。

監査役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定することとしております。

取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

社外取締役及び社外監査役との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
3,500	400	7,500	-

【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、株式公開を前提とした監査受託のための調査及び監査契約の締結を前提とした期首残高の調査であります。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査証明業務に係る人員数、監査日数等を勘案した上で決定しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成24年8月1日から平成25年7月31日まで）の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成26年3月26日内閣府令第19号）附則第2条第1項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成24年8月1日から平成25年7月31日まで）及び当事業年度（平成25年8月1日から平成26年7月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成27年2月1日から平成27年4月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成26年8月1日から平成27年4月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等が主催する研修へ参加しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年7月31日)	当事業年度 (平成26年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	279,406	327,551
売掛金	37,398	88,603
仕掛品	1,495	1,245
前払費用	1,006	3,812
繰延税金資産	2,104	6,405
その他	196	528
流動資産合計	321,608	428,145
固定資産		
有形固定資産		
建物	-	4,993
減価償却累計額	-	3,745
建物(純額)	-	1,248
工具、器具及び備品	1,506	220
減価償却累計額	1,061	165
工具、器具及び備品(純額)	444	55
有形固定資産合計	444	1,303
無形固定資産		
ソフトウェア	-	31,268
ソフトウェア仮勘定	-	8,297
無形固定資産合計	-	39,566
投資その他の資産		
敷金	11,005	6,945
繰延税金資産	182	2,341
投資その他の資産合計	11,187	9,286
固定資産合計	11,631	50,156
資産合計	333,240	478,301
負債の部		
流動負債		
買掛金	12,767	26,920
1年内返済予定の長期借入金	1,116	-
未払金	12,769	5,399
未払費用	836	8,790
未払法人税等	3,035	16,873
未払消費税等	5,504	9,396
前受金	1,071	1,656
預り金	4,840	1,821
賞与引当金	-	12,165
資産除去債務	1,100	-
流動負債合計	43,041	83,022
固定負債		
長期借入金	1,280	-
資産除去債務	-	2,852
固定負債合計	1,280	2,852
負債合計	44,321	85,874

（単位：千円）

	前事業年度 （平成25年7月31日）	当事業年度 （平成26年7月31日）
純資産の部		
株主資本		
資本金	148,650	191,620
資本剰余金		
資本準備金	141,650	184,620
資本剰余金合計	141,650	184,620
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,380	16,186
利益剰余金合計	1,380	16,186
株主資本合計	288,919	392,426
純資産合計	288,919	392,426
負債純資産合計	333,240	478,301

【四半期貸借対照表】

（単位：千円）

当第3四半期会計期間
（平成27年4月30日）

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	402,124
売掛金	80,292
仕掛品	7,572
その他	15,266
流動資産合計	505,255
固定資産	
有形固定資産	325
無形固定資産	
ソフトウェア	44,824
ソフトウェア仮勘定	19,826
無形固定資産合計	64,651
投資その他の資産	10,476
固定資産合計	75,453
資産合計	580,709
負債の部	
流動負債	
買掛金	47,333
未払法人税等	29,477
賞与引当金	19,945
資産除去債務	2,852
その他	30,209
流動負債合計	129,818
負債合計	129,818
純資産の部	
株主資本	
資本金	191,620
資本剰余金	184,620
利益剰余金	74,651
株主資本合計	450,891
純資産合計	450,891
負債純資産合計	580,709

【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)	当事業年度 (自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 7月31日)
売上高	257,144	478,860
売上原価	158,437	280,669
売上総利益	98,706	198,190
販売費及び一般管理費	77,240	171,011
営業利益	21,466	27,179
営業外収益		
受取利息	11	47
助成金収入	250	250
雑収入	17	244
営業外収益合計	278	542
営業外費用		
支払利息	61	17
雑損失	19	-
営業外費用合計	80	17
経常利益	21,665	27,704
税引前当期純利益	21,665	27,704
法人税、住民税及び事業税	1,969	16,595
法人税等調整額	2,287	6,459
法人税等合計	318	10,136
当期純利益	21,983	17,567

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)		当事業年度 (自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 7月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	54,220	34.0	124,564	38.7
外注費		86,094	53.9	160,441	49.9
経費		19,318	12.1	36,637	11.4
当期総製造費用		159,633	100.0	321,644	100.0
仕掛品期首たな卸高		300		1,495	
合計		159,933		323,139	
仕掛品期末たな卸高		1,495		1,245	
他勘定振替高	2	-		41,225	
当期売上原価		158,437		280,669	

前事業年度 (自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日)	当事業年度 (自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 7月31日)										
<p>原価計算の方法</p> <p>原価計算の方法は実際個別原価計算によっております。</p> <p>1 経費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>支払手数料</td> <td>16,575千円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td>2,743千円</td> </tr> </table> <p>-</p>	支払手数料	16,575千円	地代家賃	2,743千円	<p>原価計算の方法</p> <p>原価計算の方法は実際個別原価計算によっております。</p> <p>1 経費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>支払手数料</td> <td>27,039千円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td>7,067千円</td> </tr> </table> <p>2 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>ソフトウェア仮勘定</td> <td>41,225千円</td> </tr> </table>	支払手数料	27,039千円	地代家賃	7,067千円	ソフトウェア仮勘定	41,225千円
支払手数料	16,575千円										
地代家賃	2,743千円										
支払手数料	27,039千円										
地代家賃	7,067千円										
ソフトウェア仮勘定	41,225千円										

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成26年8月1日 至平成27年4月30日)
売上高	531,466
売上原価	306,478
売上総利益	224,988
販売費及び一般管理費	136,189
営業利益	88,798
営業外収益	
受取利息	60
雑収入	253
営業外収益合計	314
経常利益	89,112
税引前四半期純利益	89,112
法人税、住民税及び事業税	36,207
法人税等調整額	5,559
法人税等合計	30,648
四半期純利益	58,464

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	47,950	40,950	40,950	23,363	23,363	65,536	65,536
当期変動額							
新株の発行	100,700	100,700	100,700			201,400	201,400
当期純利益				21,983	21,983	21,983	21,983
当期変動額合計	100,700	100,700	100,700	21,983	21,983	223,383	223,383
当期末残高	148,650	141,650	141,650	1,380	1,380	288,919	288,919

当事業年度（自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 7月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	148,650	141,650	141,650	1,380	1,380	288,919	288,919
当期変動額							
新株の発行	42,970	42,970	42,970			85,940	85,940
当期純利益				17,567	17,567	17,567	17,567
当期変動額合計	42,970	42,970	42,970	17,567	17,567	103,507	103,507
当期末残高	191,620	184,620	184,620	16,186	16,186	392,426	392,426

【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日)	当事業年度 (自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	21,665	27,704
減価償却費	634	7,030
賞与引当金の増減額（は減少）	-	10,174
受取利息	11	47
助成金収入	250	250
支払利息	61	17
売上債権の増減額（は増加）	17,427	51,204
たな卸資産の増減額（は増加）	1,195	250
仕入債務の増減額（は減少）	8,103	14,152
前払費用の増減額（は増加）	454	2,805
未払金の増減額（は減少）	8,709	8,807
未払費用の増減額（は減少）	836	7,226
未払消費税等の増減額（は減少）	3,304	3,892
預り金の増減額（は減少）	3,884	3,019
その他	1,951	400
小計	29,810	4,715
利息の受取額	11	47
助成金の受取額	250	250
利息の支払額	61	17
法人税等の支払額	167	2,904
営業活動によるキャッシュ・フロー	29,843	2,090
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	-	2,361
無形固定資産の取得による支出	-	38,088
資産除去債務の履行による支出	-	1,100
敷金の差入による支出	6,945	-
敷金の回収による収入	-	4,059
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,945	37,490
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	1,116	2,396
株式の発行による収入	201,400	85,940
財務活動によるキャッシュ・フロー	200,284	83,544
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	223,181	48,144
現金及び現金同等物の期首残高	56,224	279,406
現金及び現金同等物の期末残高	279,406	327,551

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日）

1．たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 15年

3．引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度は貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等の特定の債権に該当する債権もないため貸倒引当金を計上しておりません。

4．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 7月31日）

1．たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2年

工具、器具及び備品 2年

（追加情報）

当社は、従来、工具、器具及び備品の耐用年数を15年として減価償却を行っていましたが、当事業年度において計上している工具、器具及び備品は、当事業年度の本社事務所の移転に伴い新たに取得したものであり、移転後の本社事務所の賃貸借契約が2年の定期借家契約であるため、当該賃貸借期間の2年で償却を行っております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 3年又は5年（社内における見込利用可能期間）

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度は貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等の特定の債権に該当する債権もないため貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(追加情報)

当社は、前事業年度は、従業員賞与の支給確定額を流動負債の未払金に含めて計上しておりましたが、当事業年度は、事業年度末において支給額が確定していないため、賞与引当金として計上しております。

なお、前事業年度は、支給確定額6,354千円が流動負債の未払金に含まれております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

前事業年度（平成25年7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成26年7月31日）

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度		当事業年度	
	（自	平成24年8月1日	（自	平成25年8月1日
	至	平成25年7月31日）	至	平成26年7月31日）
役員報酬		16,000千円		27,400千円
給料手当		14,834		43,896
賞与引当金繰入額		-		4,509
法定福利費		4,343		10,043
旅費交通費		4,096		6,487
採用費		2,555		21,659
業務委託費		7,873		4,117
減価償却費		634		4,500
おおよその割合				
販売費		16%		6%
一般管理費		84%		94%

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	14,000	-	-	14,000
A種優先株式	3,900	-	-	3,900
B種優先株式	-	5,300	-	5,300
合計	17,900	5,300	-	23,200

(変動事由の概要)

新株の発行

第三者割当増資によるB種優先株式の増加 5,300株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	14,000	620	-	14,620
A種優先株式	3,900	-	-	3,900
B種優先株式	5,300	630	-	5,930
合計	23,200	1,250	-	24,450

(変動事由の概要)

新株の発行

第三者割当増資による普通株式の増加 620株

第三者割当増資によるB種優先株式の増加 630株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成24年 8 月 1 日 至 平成25年 7 月31日)	当事業年度 (自 平成25年 8 月 1 日 至 平成26年 7 月31日)
現金及び預金	279,406千円	327,551千円
現金及び現金同等物	279,406	327,551

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成24年 8 月 1 日 至 平成25年 7 月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用に関しては、短期的な預金に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、3か月以内の支払期日となっております。また、これらは流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当該リスクにつきましては、当社の与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金については、賃貸借契約締結に際し、差入先の信用状況を把握することにより信用リスクを管理しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握するなどの方法により、管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度末における営業債権の20.6%を上位1社の取引先が占めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	279,406	279,406	-
(2) 売掛金	37,398	37,398	-
(3) 敷金	11,005	10,895	109
資産計	327,810	327,701	109
(1) 買掛金	12,767	12,767	-
(2) 未払金	12,769	12,769	-
(3) 未払法人税等	3,035	3,035	-
(4) 未払消費税等	5,504	5,504	-
負債計	34,077	34,077	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

敷金の時価について、将来の回収が最終的に見込めると認められる部分の将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	279,406	-	-	-
売掛金	37,398	-	-	-
敷金	4,059	6,945	-	-
合計	320,865	6,945	-	-

当事業年度（自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用に関しては、短期的な預金に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、3か月以内の支払期日となっております。また、これらは流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当該リスクにつきましては、当社の与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金については、賃貸借契約締結に際し、差入先の信用状況を把握することにより信用リスクを管理しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握するなどの方法により、管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度末における営業債権の37.5%を上位1社の取引先が占めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	327,551	327,551	-
(2) 売掛金	88,603	88,603	-
(3) 敷金	6,945	6,908	37
資産計	423,100	423,062	37
(1) 買掛金	26,920	26,920	-
(2) 未払金	5,399	5,399	-
(3) 未払法人税等	16,873	16,873	-
(4) 未払消費税等	9,396	9,396	-
負債計	58,589	58,589	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

敷金の時価について、将来の回収が最終的に見込めると認められる部分の将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	327,551	-	-	-
売掛金	88,603	-	-	-
敷金	-	6,945	-	-
合計	416,154	6,945	-	-

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日）

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名 当社の従業員 5名	当社の取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 48,000株	普通株式 3,000株
付与日	平成23年11月15日	平成24年5月31日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間（注）2	自 平成25年11月16日 至 平成33年9月15日	自 平成26年6月1日 至 平成34年3月31日

（注）1. 株式数に換算して記載しております。なお、平成27年3月26日付の株式無償割当（株式1株につき99株）による調整後の株式数を記載しております。

2. 新株予約権割当契約において、株式上場後6カ月が経過するまでの間は行使することができない旨の定めがあります。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成25年7月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、平成27年3月26日付の株式無償割当（株式1株につき99株）による調整後の株式数及び権利行使価格を記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	48,000	3,000
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	48,000	3,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	210	210
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与日時点において、当社株式は非上場であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、ディスカунテッド・キャッシュフロー法により算定した株式評価額から権利行使価格を控除して算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の権利失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 8,670千円

当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名 当社の従業員 5名	当社の取締役 1名	当社の取締役 1名 当社の従業員 19名	当社の取締役 2名 当社の監査役 1名 当社の従業員 26名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 48,000株	普通株式 3,000株	普通株式 95,000株	普通株式 59,800株
付与日	平成23年11月15日	平成24年5月31日	平成25年11月13日	平成26年4月30日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	権利確定条件は付されて おりません。	権利確定条件は付されて おりません。	権利確定条件は付されて おりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。
権利行使期間 (注)2	自 平成25年11月16日 至 平成33年9月15日	自 平成26年6月1日 至 平成34年3月31日	自 平成27年11月14日 至 平成35年9月13日	自 平成28年5月1日 至 平成36年2月29日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。なお、平成27年3月26日付の株式無償割当（株式1株につき99株）による調整後の株式数を記載しております。

2. 新株予約権割当契約において、株式上場後6カ月が経過するまでの間は行使することができない旨の定めがあります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成26年7月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、平成27年3月26日付の株式無償割当（株式1株につき99株）による調整後の株式数及び権利行使価格を記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権
権利確定前（株）				
前事業年度末	48,000	3,000	-	-
付与	-	-	95,000	59,800
失効	15,000	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	33,000	3,000	95,000	59,800
権利確定後（株）				
前事業年度末	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格（円）	210	210	380	380
行使時平均株価（円）	-	-	-	-
付与日における 公正な評価単価（円）	-	-	-	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与日時点において、当社株式は非上場であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、第1回～第3回新株予約権はディスカунテッド・キャッシュフロー法、第4回新株予約権はディスカунテッド・キャッシュフロー法及び類似会社比較法の併用により算定した株式評価額から権利行使価格を控除して算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の権利失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	124,416千円
当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額	該当事項はありません。

（税効果会計関係）

前事業年度（平成25年7月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成25年7月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	483千円
資産除去債務	418
一括償却資産	237
税務上の繰越欠損金	1,202
繰延税金資産計	2,341
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除却費用	54
繰延税金負債計	54
繰延税金資産の純額	2,287

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成25年7月31日)
法定実効税率	38.0%
（調整）	
住民税均等割	1.3
評価性引当額の増減	40.2
その他	0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.5

当事業年度（平成26年7月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成26年7月31日)
繰延税金資産	
賞与引当金	4,335千円
未払事業税	1,488
資産除去債務	1,016
減価償却超過額	890
一括償却資産	688
未払費用	580
繰延税金資産計	9,000
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除却費用	254
繰延税金負債計	254
繰延税金資産の純額	8,746

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年8月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については従来の38.0%から35.6%となります。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

4. 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6%から平成27年8月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年8月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3%に変更されます。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日）

当社の事業セグメントは、O2O関連事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日）

当社の事業セグメントは、O2O関連事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社ジーユー	54,490	O2O関連事業
KDDI株式会社	45,831	O2O関連事業

当事業年度（自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 7月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
KDDI株式会社	102,698	〇2〇関連事業
株式会社ジーユー	63,712	〇2〇関連事業
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	54,765	〇2〇関連事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 7月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 7月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 7月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日）

関連当事者との取引

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 7月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容又は 職業	議決権等の所 有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	小田 健太郎	-	-	当社代表取締役 社長	(被所有) 直接 57.3	債務保証	本社事務所賃貸 借契約に係る債 務保証(注2)	12,735	-	-

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

当社の本社建物の賃貸借契約に係る債務保証を受けております。なお、当社は保証料を支払っておりません。また、取引金額には当該債務保証に係る年間の事務所賃借料の支払額を記載しております。

（1株当たり情報）

前事業年度（自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日）

	当事業年度 (自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日)
1株当たり純資産額	4.01円
1株当たり当期純利益金額	11.15円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 当社は、平成27年3月25日開催の取締役会の決議に基づき、平成27年3月26日付で株式1株につき99株の株式無償割当を行っております。当事業年度の期首に当該株式無償割当が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日)
当期純利益金額（千円）	21,983
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	21,983
期中平均株式数（株）	1,971,500
うち普通株式（株）	1,400,000
うちA種優先株式（株）	390,000
うちB種優先株式（株）	181,500
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権（新株予約権1種類、新株予約権の数480個） 第2回新株予約権（新株予約権1種類、新株予約権の数30個） これらの詳細は、「第4提出会社の状況 1株式等の状況(1)株式の総数等及び(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

- (注) A種優先株式及びB種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (平成25年7月31日)
純資産の部の合計額（千円）	288,919
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	283,300
うちA種優先株式の払込金額（千円）	81,900
うちB種優先株式の払込金額（千円）	201,400
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	5,619
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	1,400,000

当事業年度（自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 7月31日）

	当事業年度 (自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 7月31日)
1株当たり純資産額	58.26円
1株当たり当期純利益金額	7.40円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 当社は、平成27年3月25日開催の取締役会の決議に基づき、平成27年3月26日付で株式1株につき99株の株式無償割当を行っております。前事業年度の期首に当該株式無償割当が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 7月31日)
当期純利益金額(千円)	17,567
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	17,567
期中平均株式数(株)	2,373,600
うち普通株式(株)	1,401,000
うちA種優先株式(株)	390,000
うちB種優先株式(株)	582,600
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権(新株予約権1種類、新株予約権の数330個) 第2回新株予約権(新株予約権1種類、新株予約権の数30個) 第3回新株予約権(新株予約権1種類、新株予約権の数950個) 第4回新株予約権(新株予約権1種類、新株予約権の数598個) これらの詳細は、「第4提出会社の状況 1株式等の状況(1)株式の総数等及び(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

- (注) A種優先株式及びB種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (平成26年 7月31日)
純資産の部の合計額(千円)	392,426
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	307,240
うちA種優先株式の払込金額(千円)	81,900
うちB種優先株式の払込金額(千円)	225,340
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	85,186
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	1,462,000

（重要な後発事象）

前事業年度（自 平成24年 8月 1日 至 平成25年 7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年 8月 1日 至 平成26年 7月31日）

1．ストック・オプションとしての新株予約権の付与

当社は、平成27年 2月13日開催の臨時株主総会決議、同日開催の取締役会決議により、下記のとおりストック・オプションとしての新株予約権の付与を行っております。

なお、(1)(3)(5)については、下記3．の株式無償割当による調整後の数値を記載しております。

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 89,200株

(2) 新株予約権の払込金額

金銭の払込を要しない。

(3) 新株予約権の行使時の払込金額

1株につき 1,000円

(4) 新株予約権の行使により発行する株式の発行総額

89,200千円

(5) 新株予約権の行使により発行する株式の資本組入額

1株につき 500円

(6) 新株予約権の行使により発行する株式の資本組入額の総額

44,600千円

(7) 新株予約権の割当日

平成27年 2月26日

(8) 新株予約権の行使期間

平成29年 2月27日から平成36年12月26日まで

(9) 新株予約権を発行する理由

当社取締役、従業員が当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めること、当社監査役が適正な監査に対する意識をさらに高め、当社の経営の健全性と社会的信頼の向上を図ることを目的として、当社取締役、従業員及び監査役に対して無償で新株予約権を発行するものです。

2．優先株式の廃止及び発行可能株式総数の変更

当社は、平成27年 3月25日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部変更を行い、同日付でA種優先株式及びB種優先株式に関する定款の定めを廃止するとともに、発行可能株式総数を変更いたしました。これにより、A種優先株式3,900株及びB種優先株式5,930株は普通株式9,830株となり、発行可能株式総数は9,450,000株増加して9,500,000株としております。

3．株式無償割当及び単元株制度の導入

当社は、株式の流動性を高めることを目的として、平成27年 3月25日開催の取締役会決議により、平成27年 3月26日付で株式 1株につき99株の株式無償割当を行っております。これにより、発行済株式総数は2,420,550株増加し、2,445,000株となっております。1株当たり情報に及ぼす影響については、（1株当たり情報）に記載しております。

また、当社は、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、平成27年 3月25日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部変更を行い、平成27年 3月26日付で1単元を100株とする単元株制度を導入しております。

【注記事項】

（追加情報）

（法人税率の変更等による影響）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6%から平成27年8月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年8月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3%に変更されます。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成26年8月1日 至 平成27年4月30日)
減価償却費	15,519千円

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間（自 平成26年8月1日 至 平成27年4月30日）

当社の事業セグメントは、O2O関連事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成26年8月1日 至 平成27年4月30日)
1株当たり四半期純利益金額	23.91円
（算定上の基礎）	
四半期純利益金額（千円）	58,464
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る四半期純利益金額（千円）	58,464
普通株式の期中平均株式数（株）	2,445,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	平成27年2月13日取締役会決議の第5回新株予約権（新株予約権の数892個）

（注）1．潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2．当社は、平成27年3月25日開催の取締役会の決議に基づき、平成27年3月26日付で株式1株につき99株の株式無償割当を行っております。期首に当該株式無償割当が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	-	-	-	4,993	3,745	3,745	1,248
工具、器具及び備品	-	-	-	220	165	609	55
有形固定資産計	-	-	-	5,213	3,910	4,354	1,303
無形固定資産							
ソフトウェア	-	33,945	-	33,945	2,676	2,676	31,268
ソフトウェア仮勘定	-	41,225	32,927	8,297	-	-	8,297
無形固定資産計	-	75,171	32,927	42,243	2,676	2,676	39,566

(注) 1. 有形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

2. 当期増加額・減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェアの増加額	popinfo開発原価等	33,945千円
ソフトウェア仮勘定の増加額	popinfo開発原価等	41,225千円
ソフトウェア仮勘定の減少額	ソフトウェアへの振替額	32,927千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における借入金等の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の規定により記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	-	12,165	-	-	12,165

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	-
預金	
普通預金	327,551
小計	327,551
合計	327,551

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	33,193
三井不動産株式会社	10,800
株式会社エターナル	6,670
株式会社アトレ	6,026
KDDI株式会社	5,350
その他	26,562
合計	88,603

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
37,398	505,944	454,739	88,603	83.7	45.4

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ．仕掛品

品目	金額(千円)
O2O関連事業	1,245
合計	1,245

流動負債
イ．買掛金
相手先別内訳

相手先	金額（千円）
ピセ株式会社	6,750
シーサー株式会社	4,536
Amazon.com, Inc.	2,880
有限会社フィッシュグローヴ	2,797
K D D I 株式会社	2,276
その他	7,680
合計	26,920

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年8月1日から翌年7月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年7月31日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	毎年7月31日、毎年1月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
名義書換手数料	-
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1 みずほ証券株式会社 本店、全国各支店および営業所（注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。 http://iridge.jp/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1．当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、当該事項はなくなる予定です。

2．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所マザーズに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3．当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】**1【提出会社の親会社等の情報】**

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年3月25日	-	-	-	みずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合無限責任組合員みずほキャピタル株式会社代表取締役社長 川端 雅一	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	2,400	-	A種優先株式の普通株式への転換
平成27年3月25日	-	-	-	三菱UFJキャピタル3号投資事業有限責任組合無限責任組合員三菱UFJキャピタル株式会社代表取締役社長 安藤 啓	東京都中央区日本橋一丁目7番17号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	1,500	-	A種優先株式の普通株式への転換
平成27年3月25日	-	-	-	株式会社DGインキュベーション代表取締役社長 六彌太 恭行	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	4,103	-	B種優先株式の普通株式への転換
平成27年3月25日	-	-	-	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ代表取締役社長 岩本 敏男	東京都江東区豊洲三丁目3番3号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	1,300	-	B種優先株式の普通株式への転換
平成27年3月25日	-	-	-	KDDI新規事業育成投資事業有限責任組合無限責任組合員グローバル・ブレイン株式会社代表取締役社長 百合本 安彦	東京都渋谷区桜丘町10番11号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	527	-	B種優先株式の普通株式への転換
平成27年3月27日	小田 健太郎	東京都狛江市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役社長)	株式会社DGインキュベーション代表取締役社長 六彌太 恭行	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	100,000 (注)6	100,000,000 (1,000) (注)4	取引関係の強化のため

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下1.において同じ。）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成24年8月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（の部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

- (4) 金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格は、ディスカунテッド・キャッシュフロー法及び類似会社比較法により算出した価格を参考として、当事者間で協議の上決定いたしました。
 5. 平成27年3月25日開催の取締役会決議により、平成27年3月26日付で株式1株につき99株の株式無償割当を行っておりますが、上記株式等の移動の状況に係る記載のうち、移動年月日が平成27年3月25日の「移動株数」は当該無償割当前の「移動株数」を記載しております。
 6. 当該当社株式の譲渡に関連して、株式会社DGインキュベーションは、株式の譲渡日である平成27年3月27日から1年間を経過する日(平成28年3月26日)までは、当該当社株式の全部又は一部を第三者に譲渡しない旨の確約を行っております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	株式	株式
発行年月日	平成25年3月29日	平成25年9月30日	平成26年7月25日
種類	B種優先株式	B種優先株式	普通株式
発行数	5,300株	630株	620株
発行価格	38,000円 (注)4	38,000円 (注)4	100,000円 (注)5
資本組入額	19,000円	19,000円	50,000円
発行価額の総額	201,400,000円	23,940,000円	62,000,000円
資本組入額の総額	100,700,000円	11,970,000円	31,000,000円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	-	(注)2	(注)2

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成25年11月13日	平成26年4月30日	平成27年2月26日
種類	第3回新株予約権 (ストックオプション)	第4回新株予約権 (ストックオプション)	第5回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式950株	普通株式598株	普通株式892株
発行価格	38,000円 (注)4	38,000円 (注)5	100,000円 (注)5
資本組入額	19,000円	19,000円	50,000円
発行価額の総額	36,100,000円	22,724,000円	89,200,000円
資本組入額の総額	18,050,000円	11,362,000円	44,600,000円
発行方法	平成25年10月25日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の付与に関する決議を行っております。	平成26年4月11日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の付与に関する決議を行っております。	平成27年2月13日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)3	(注)3	(注)3

(注)1. 第三者割当等による募集株式の割当等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則等並びに期間は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当を受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、平成26年7月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当を受けた者との間で、割当を受けた株式（以下「割当株式」という。）を原則として、割当を受けた日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当を受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として割当を受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 発行価格は、ディスカунテッド・キャッシュフロー法により算出した価格を参考に決定しております。
5. 発行価格は、ディスカунテッド・キャッシュフロー法及び類似会社比較法により算出した価格を参考に決定しております。
6. 平成27年3月25日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部変更を行い、A種優先株式及びB種優先株式に関する定款の定めを廃止し、同日付でA種優先株式3,900株及びB種優先株式5,930株は普通株式9,830株となっております。
7. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき38,000円	1株につき38,000円	1株につき100,000円
行使期間	平成27年11月14日から 平成35年9月13日まで	平成28年5月1日から 平成36年2月29日まで	平成29年2月27日から 平成36年12月26日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等 の状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおりであり ます。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等 の状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおりであり ます。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等 の状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおりであり ます。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上	同上

8. 平成27年3月25日開催の取締役会決議により、平成27年3月26日付で株式1株につき99株の株式無償割当を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は株式無償割当前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。
9. 新株予約権 は、退職により従業員2名23株分（株式無償割当前）の権利が喪失しております。
10. 新株予約権 は、退職により従業員4名31株分（株式無償割当前）の権利が喪失しております。

2【取得者の概況】

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
株式会社D Gインキュベーション 代表取締役社長 六彌太 恭行 資本金100百万円	東京都渋谷区恵比寿南 三丁目5番7号	投資業	4,000	152,000,000 (38,000)	-
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役社長 岩本 敏男 資本金142,520百万円	東京都江東区豊洲三丁 目3番3号	システム関連事業	1,300	49,400,000 (38,000)	-

(注) 1. 株式会社D Gインキュベーション及び株式会社エヌ・ティ・ティ・データは、当該第三者割当増資により特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。

2. 平成27年3月25日開催の取締役会決議により、平成27年3月26日付で株式1株につき99株の株式無償割当を行っておりますが、上記割当株数及び単価は株式無償割当前の割当株数及び単価を記載しております。

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
K D D I 新規事業育成投資事業有限責任組合 無限責任組合員グローバル・ブレイン株式会社 代表取締役社長 百合本 安彦 資本金100百万円	東京都渋谷区桜丘町10 番11号	投資業	527	20,026,000 (38,000)	-
株式会社D Gインキュベーション 代表取締役社長 六彌太 恭行 資本金100百万円	東京都渋谷区恵比寿南 三丁目5番7号	投資業	103	3,914,000 (38,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 1. K D D I 新規事業育成投資事業有限責任組合は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。

2. 平成27年3月25日開催の取締役会決議により、平成27年3月26日付で株式1株につき99株の株式無償割当を行っておりますが、上記割当株数及び単価は株式無償割当前の割当株数及び単価を記載しております。

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
株式会社クレディセゾン 代表取締役社長 林野 宏 資本金75,929百万円	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	クレジットサービス関連事業	300	30,000,000 (100,000)	-
TBSイノベーション・パートナーズ1号投資事業組合 業務執行組合員TBSイノベーション・パートナーズ合同会社 代表社員株式会社東京放送ホールディングス 職務執行者 伊藤 博信 資本金20百万円	東京都港区赤坂五丁目3番6号	投資業	300	30,000,000 (100,000)	-
黒瀬 翼	東京都港区	会社役員	10	1,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
英 一樹	東京都品川区	会社役員	10	1,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

(注) 1. 株式会社クレディセゾン及びTBSイノベーション・パートナーズ1号投資事業組合は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。

2. 平成27年3月25日開催の取締役会決議により、平成27年3月26日付で株式1株につき99株の株式無償割当を行っておりますが、上記割当株数及び単価は株式無償割当前の割当株数及び単価を記載しております。

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
黒瀬 翼	東京都港区	会社役員	140	5,320,000 (38,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
植木 基博	東京都目黒区	会社員	120	4,560,000 (38,000)	当社の従業員
田中 翔	東京都品川区	会社員	120	4,560,000 (38,000)	当社の従業員
吉永 聡志	神奈川県川崎市宮前区	会社員	120	4,560,000 (38,000)	当社の従業員
梅元 建次朗	神奈川県川崎市幸区	会社員	100	3,800,000 (38,000)	当社の従業員
英 一樹 (注) 3	東京都品川区	会社員	100	3,800,000 (38,000)	当社の従業員
内田 智英	東京都大田区	会社員	70	2,660,000 (38,000)	当社の従業員
山口 周作	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	28	1,064,000 (38,000)	当社の従業員
小野 美保	東京都世田谷区	会社員	22	836,000 (38,000)	当社の従業員
竹前 康德	埼玉県日高市	会社員	20	760,000 (38,000)	当社の従業員
寺戸 わかな	神奈川県横浜市西区	会社員	20	760,000 (38,000)	当社の従業員
藤掛 将行	神奈川県川崎市麻生区	会社員	20	760,000 (38,000)	当社の従業員
渡辺 智也	東京都文京区	会社員	20	760,000 (38,000)	当社の従業員
野口 卓也	東京都北区	会社員	15	570,000 (38,000)	当社の従業員

(注) 1. 上記のほか、新株予約権の目的である株式の総数が1,000株以下(株式無償割当後)の従業員は4名であり、その株式の総数は1,200株(株式無償割当後)であります。

2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

3. 英一樹は、平成26年4月11日開催の臨時株主総会において、取締役に選任されており、本書提出日現在において、特別利害関係者等であります。

4. 平成27年3月25日開催の取締役会決議により、平成27年3月26日付で株式1株につき99株の株式無償割当を行っておりますが、上記割当株数及び単価は株式無償割当前の割当株数及び単価を記載しております。

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
黒瀬 翼	東京都港区	会社役員	100	3,800,000 (38,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
英 一樹	東京都品川区	会社役員	100	3,800,000 (38,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
梅元 建次朗	神奈川県川崎市幸区	会社員	50	1,900,000 (38,000)	当社の従業員
植木 基博	東京都目黒区	会社員	40	1,520,000 (38,000)	当社の従業員
田中 翔	東京都品川区	会社員	40	1,520,000 (38,000)	当社の従業員
吉永 聰志	神奈川県川崎市宮前区	会社員	40	1,520,000 (38,000)	当社の従業員
内田 智英	東京都大田区	会社員	20	760,000 (38,000)	当社の従業員
渡辺 智也	東京都文京区	会社員	20	760,000 (38,000)	当社の従業員
佐藤 文	東京都目黒区	会社員	15	570,000 (38,000)	当社の従業員
竹村 実穂	東京都新宿区	会社役員	10	380,000 (38,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)

(注) 1. 上記のほか、新株予約権の目的である株式の総数が1,000株以下(株式無償割当後)の従業員は15名であり、その株式の総数は13,200株(株式無償割当後)であります。

2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

3. 平成27年3月25日開催の取締役会決議により、平成27年3月26日付で株式1株につき99株の株式無償割当を行っておりますが、上記割当株数及び単価は株式無償割当前の割当株数及び単価を記載しております。

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
黒瀬 翼	東京都港区	会社役員	190	19,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
英 一樹	東京都品川区	会社役員	180	18,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
梅元 建次朗	神奈川県川崎市幸区	会社員	70	7,000,000 (100,000)	当社の従業員
植木 基博	東京都目黒区	会社員	60	6,000,000 (100,000)	当社の従業員
田中 翔	東京都品川区	会社員	60	6,000,000 (100,000)	当社の従業員
吉永 聰志	神奈川県川崎市宮前区	会社員	60	6,000,000 (100,000)	当社の従業員
内田 智英	東京都大田区	会社員	43	4,300,000 (100,000)	当社の従業員
渡辺 智也	東京都文京区	会社員	43	4,300,000 (100,000)	当社の従業員
竹村 実穂	東京都新宿区	会社役員	15	1,500,000 (100,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
隈元 慶幸	東京都世田谷区	会社役員	8	800,000 (100,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
高橋 智	千葉県千葉市中央区	会社役員	4	400,000 (100,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)

(注) 1. 上記のほか、新株予約権の目的である株式の総数が1,000株以下(株式無償割当後)の従業員は22名であり、その株式の総数は15,900株(株式無償割当後)であります。

2. 平成27年3月25日開催の取締役会決議により、平成27年3月26日付で株式1株につき99株の株式無償割当を行っておりますが、上記割当株数及び単価は株式無償割当前の割当株数及び単価を記載しております。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（％）
小田 健太郎 1、2	東京都狛江市	1,300,000	47.85
株式会社DGインキュベーション 1	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号	510,300	18.78
みずほキャピタル第3号 投資事業有限責任組合 1	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	240,000	8.83
三菱UFJキャピタル3号 投資事業有限責任組合 1	東京都中央区日本橋一丁目7番17号	150,000	5.52
株式会社エヌ・ティ・ティ・ データ 1	東京都江東区豊洲三丁目3番3号	130,000	4.79
KDDI新規事業育成 投資事業有限責任組合 1	東京都渋谷区桜丘町10番11号	52,700	1.94
黒瀬 翼 1、3	東京都港区	47,000 (46,000)	1.73 (1.69)
英 一樹 1、3	東京都品川区	39,000 (38,000)	1.44 (1.40)
植木 基博 5	東京都目黒区	34,000 (34,000)	1.25 (1.25)
吉永 聡志 5	神奈川県川崎市宮前区	31,000 (31,000)	1.14 (1.14)
株式会社クレディセゾン 1	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	30,000	1.10
TBSイノベーション・パート ナーズ1号投資事業組合 1	東京都港区赤坂五丁目3番6号	30,000	1.10
田中 翔 5	東京都品川区	28,000 (28,000)	1.03 (1.03)
梅元 建次朗 5	神奈川県川崎市幸区	22,000 (22,000)	0.81 (0.81)
内田 智英 5	東京都大田区	13,300 (13,300)	0.49 (0.49)
渡辺 智也 5	東京都文京区	8,300 (8,300)	0.31 (0.31)
小野 美保 5	東京都世田谷区	7,000 (7,000)	0.26 (0.26)
山口 周作 5	神奈川県横浜市神奈川区	4,800 (4,800)	0.18 (0.18)
藤掛 将行 5	神奈川県川崎市麻生区	4,000 (4,000)	0.15 (0.15)
野口 卓也 5	東京都北区	3,500 (3,500)	0.13 (0.13)
竹前 康德 5	埼玉県日高市	3,000 (3,000)	0.11 (0.11)
佐藤 文 5	東京都目黒区	2,800 (2,800)	0.10 (0.10)
寺戸 わかな 5	神奈川県横浜市西区	2,800 (2,800)	0.10 (0.10)
竹村 実穂 4	東京都新宿区	2,500 (2,500)	0.09 (0.09)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（％）
新井 雄太郎 5	東京都中野区	2,300 (2,300)	0.08 (0.08)
足立 誠 5	埼玉県戸田市	2,200 (2,200)	0.08 (0.08)
吉岡 大輔 5	東京都狛江市	2,200 (2,200)	0.08 (0.08)
加藤 紀子 5	東京都渋谷区	2,000 (2,000)	0.07 (0.07)
酒井 雄基 5	東京都中野区	1,800 (1,800)	0.07 (0.07)
金箱 彰夫 5	東京都調布市	1,600 (1,600)	0.06 (0.06)
佐藤 繭子 5	東京都渋谷区	1,600 (1,600)	0.06 (0.06)
高橋 祥代 5	東京都文京区	1,600 (1,600)	0.06 (0.06)
石黒 晴美 5	埼玉県朝霞市	1,400 (1,400)	0.05 (0.05)
増田 大輔 5	埼玉県川口市	1,400 (1,400)	0.05 (0.05)
隈元 慶幸 4	東京都世田谷区	800 (800)	0.03 (0.03)
高橋 智 4	千葉県千葉市中央区	400 (400)	0.01 (0.01)
所有株式数600株の株主 1 名 5	-	600 (600)	0.02 (0.02)
所有株式数300株の株主 1 名 5	-	300 (300)	0.01 (0.01)
所有株式数100株の株主 4 名 5	-	400 (400)	0.01 (0.01)
計	-	2,716,600 (271,600)	100.00 (10.00)

（注）1．「氏名又は名称」欄の の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等（大株主上位10名）
- 2 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）
- 3 特別利害関係者等（当社の取締役）
- 4 特別利害関係者等（当社の監査役）
- 5 当社の従業員

2．株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3．（ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月1日

株式会社アイリッジ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉村 孝郎	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本 恭仁子	印
--------------------	-------	--------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイリッジの平成25年8月1日から平成26年7月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイリッジの平成26年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年2月13日開催の臨時株主総会、同日開催の取締役会決議により、ストック・オプションとしての新株予約権の付与を行っている。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年3月25日開催の取締役会決議に基づき、平成27年3月26日付で株式無償割当てを行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2．X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年 6 月 1 日

株式会社アイリッジ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉村 孝郎	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本 恭仁子	印
--------------------	-------	--------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイリッジの平成24年8月1日から平成25年7月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイリッジの平成25年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年6月1日

株式会社アイリッジ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉村 孝郎	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本 恭仁子	印
--------------------	-------	--------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイリッジの平成26年8月1日から平成27年7月31日までの第7期事業年度の第3四半期会計期間（平成27年2月1日から平成27年4月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成26年8月1日から平成27年4月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイリッジの平成27年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。